

## 令和6年度第4回 北杜市まちづくり審議会会議録

### 1 会議名

令和6年度第4回 北杜市まちづくり審議会

### 2 開催日時

令和6年9月26日（木）午前9時00分～午後0時26分

### 3 開催場所

北杜市役所西会議室

### 4 出席者（敬称略）

藤原真史、箕浦一哉、村田俊也、平野智哉、岩下邦博、小宮山幹夫、中山晃彦、  
弘田由美子、石川英仁、五味勇樹、小林明、

#### 事務局

齊藤乙巳士建設部長

[まちづくり推進課]

土屋雅光まちづくり推進課長、唐澤史明まちづくり推進課長補佐、

三井君夫建築開発指導担当主幹、栗澤一樹景観指導担当副主幹、

山崎大輔景観指導担当主事、奥水和輝景観指導担当主事

（オブザーバとして出席）

宮川勇人北杜未来部長

#### 会議録署名委員

箕浦一哉、中山晃彦

### 5 議事

- 1 北杜市景観計画の一部変更について
- 2 その他

### 6 公開・非公開の別

公開

### 7 傍聴人の数

14人

【1. 開会】

(小宮山副会長より開会のことば)

【2. 会長あいさつ】

【3. 議事】

議事1、北杜市景観計画の一部変更について

(会長)                   ここから私が議事進行を務めてまいります。円滑な進行にご協力をお願いいたします。いつもの手順ですが、議事に入る前にお諮りすることがございます。

まず、会議の公開についてです。本日の北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱の適用を受ける会議でございます。非公開事項もございませんので、皆様にあらかじめご案内しておりますが、本日の会議は公開であること。これは確認ですが、確認させていただきます。

続きまして傍聴についてです。当会議は事前に周知しており定員を25名で傍聴者の希望を募っております。傍聴者に関して本日定員を下回っておりますので14名ですので、全員にご入室いただいておりますのでご報告申し上げます。傍聴人におかれましては、既にご確認いただいているとは存じますが、会議場所における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと、会議場所において発言しないこと等、傍聴要領を遵守していただきますよう改めてお願い申し上げます。

また報道関係者から撮影含めた取材の申し込みがございました。これについては委員の皆様にお諮りすることになっておりますが許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

(会長)                   ご異議なしですので許可したいと思います。報道関係者は事務局の指示に従い、議事に支障のない形で取材をお願いいたします。

最後に議事録署名人についてです。今まで通り私から名簿順で指名させていただきます。前回に続きまして、会議録の署名は箕浦委員と中山委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に会議時間です。一応、正午ということでご案内しておりますので、それを目処に議論をしまいたいと思います。私も効率的な審議ができるように努めてまいります。皆様もご協力をお願いいたします。

それでは早速、前回から引き続きということで継続審議になっておりますが、議事に入ります。お手元の次第に沿って進めます。議事の1番目、北杜市景観計画の一部変更について取り上げます。資料の確認も含めて事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

説明させていただきます。今年度第4回、通算で6回目の審議会になります。改めまして、本日の会議資料は、次第の下段に標記のとおり、資料1、北杜市景観計画の一部変更について。資料2 北杜市まちづくり審議会への意見について取りまとめ一覧表の2種類となります。

まずは資料1を以ってご説明させていただきます。2ページをご覧ください。こちらは、これまでの審議の結果になります。(1) 諮問の内容については、7月8日時点で特例規定を設けることは適当と認めると決定いただきました。

次に、(2) 景観形成基準の変更案の記載内容については、8月5日時点でのただし書きとして「景観に及ぼす影響が極めて小さく、かつ、公益性等が大きい場合において市長がまちづくり審議会の意見を聴いた上でやむを得ないと認めるものは、この限りでない。」と決定いただきました。前回の第3回審議会の資料において、当初案、修正案1、2を示したところ、審議最終的には3案が選択肢となり、定義や細かい基準は、判断基準に盛り込むとの意見によって現在の案に仮決定いただいたものであります。本日は、3ページ以降の検討をいただくことが審議の内容となります。資料1の3ページ以降をご覧くださいと思います。なお、資料1は委員の皆様には事前にお示し、各項目に対する代替案、追加意見、その他の意見をお寄せいただき、資料2として整えさせていただきました。

それでは、A3横資料2を以ってご説明させていただきます。委員から頂いた意見を項目毎に整理したのになります。資料1の3ページ以降を原案の列に記載しておりますので、本日は資料2をもって審議を進めていただきます。表の見方です。表の左から原案、順に代替案A・代替案B・以下続いていきます。項目別に同様の記載方法によってまとめておりますので、順番にご審議の上決定いただきますようお願いいたします。項目別の審議いただく前にご紹介させていただきたいので、9ページ、1番最終ページになりますが、お開きいただきたいと思います。9ページ下段です。こちらはその他意見として、審議会の進め方について、御二方から意見をいただいておりますので紹介いたします。

①審議の進め方として、改めて「基準」「附言」の表記・表現内容毎の議論し、最善案を決める。

②表現内容が、複数案ある場合は、多数決により最善案を決定する。

③各項目の表現が決まり、全体としての答申案が決まった場合は、当該案の賛否を多数決で決定する。

④その他意見は全体を通して最後に伺う。とご意見がありました。

こちらの意見は委員から寄せられたものになります。もう一つ、同様の内容の意見が寄せられております。内容をご紹介します。

審議事項は事務局から資料として既に示されていることから、1項目毎に意見集約し、可否決定を行っていただきたいとの意見の提案がありました。

今後は、会長による議事進行となりますので、既に寄せられた意見をもとに、円滑な進行により、結論付けていただけますように委員のご協力をお願いいたします。

なお、それぞれのページの上段部に原案、代替案A・代替案Bの表記がございますが、委員の皆様配布した資料にはアルファベット横に提案者の氏名が表示されております。一方、傍聴用は氏名を標記していませんので、審議においてはアルファベットを用いて議論いただきますようにご留意いただきたいと思っております。

(会長)

事務局から説明が終わりました。今の説明にございましたが、2回の時点決定を資料1の通り、2ページの通り行っております。7月8日時点そして8月5日時点で規定を設けることの適否と、あと5日時点の事前決定としては景観形成基準、規則の変更案の記載内容について決定をいたしております。先ほどご説明にもありましたが、いずれも時点決定ですので、本日議題であります資料1では3ページ4ページそして附言も含めて5ページまででしょうか。3から5ページの内容を確定して、これに関して決定を行った上で全て時点決定も含めて最終的な可否判断に進むというような流れで考えております。

説明にございましたが、事前に資料1を基に前回会議の最後にご了承いただいた手順で事前に意見提出を求めて提出いただいております。この資料2にそれが取りまとめられておりますのでそちらを使いながら、あと当日のご意見も廃さないという形で前回申し上げておりますので、当日お気づきの点も追加等でご発言いただきながら、ご提案ありますように項目ごとにまずは決めていって、最終的に5ページまで項目ごとに決定をいただいた上で、判断基準の内容、そして附言について決定を行うような形で仮決定を行って、その後最終的に時点決定のものを含めて総合判断をいただくような流れを考えております。

それでは項目ごとということですが私も連休使いまして、いただいた資料2を基に論点整理をしました。大きくポイントとして進め方ですが、削除すべきとのご意見がある項目が一部ございます。あと記載場所を原案事務局案で資料1のものとは、記載場所を大きく変更するようなご提案もございました。

附言部分についてはかなり大きく書き換えるような形のご提案もいただいております。判断基準内容、3、4ページにつきましては連休中に私自身が確認した限りでは削除すべきというご意見がある項目と記載場所を移

動すべきとのご意見がある項目がいくつかございますので、それについてはその項目のところでも削除するかどうかをご判断いただいてその結果を踏まえて削除しない場合の内容について詰めていくような形を考えております。

移動するものについても移動するかしないかをまずご判断いただいて、移動する場合は移動する先の部分で項目決定を行っていくというような流れで考えております。そういう形で進めていきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

あと今回ご意見を踏まえて資料1の内容、事務局原案が変わることもありうると思っておりますので、そうした作業の関係でこうしたスクリーンを用意しておりますので、ここは事務局の方で委員の合意が取れたような部分についてはこういう形での意見のまとめとなりますというのを提示していただいて、それをご確認いただきながら、項目ごとに決定を行っていきたいと思っております。

それでは早速中に入っております。3ページ目のところで大きく判断基準の内容の3ページの1とあと3ページから4ページ目に当たる判断基準の内容のところ、そして資料1の4ページのところでもちづくり審議会の諮問とございますので、順番に上から取り上げてまいりたいと思っております。

資料1の3ページ目の最初のところで判断基準の策定及び公表についてです。これにつきましては、まず意見に関しては何の判断基準であるかを明記するか否かというようなご意見を代替案Cのご提案でしょうか。いただいております。いただいた内容は基本的には原案に加筆するような形でいただいておりますので、この判断基準の策定及び公表の部分については、原案ベースで各意見について決定を行っていくということによろしいでしょうか。

まず何の判断基準があるかを明記するか否かで、資料2の一番左側の原案は明記していない形ですが、代替案Cで1から3行目あたりまでのところで、何の判断基準であるかを明記するような形でのご提案いただいております。この点についてはいかがでしょうか。

あと会長の希望ですが、今回いろいろなご意見、多面的多角的なご意見いただいておりますので、できましたら法令の運用上それを解釈ができないような文言とか、あるいは削除する、しないというようなところはどっちかを決めたら、もう片方は選べないので、そしたらどうしてもどっちかにしなきゃいけないもの以外については、運用上の支障等、あるいは法令解釈上の紛れ等が生じないようなものであれば、なるべく多くの意見を取り入れていければなどは思っております。これは会長の希望ですので、その点も含めてご意見いただければと思います。

この判断基準明記か否かについてはいかがでしょうか。先ほど申した方針で言えば特にご意見なければ明記する形でという。委員。

(委員) 代替案Cで丁寧に書いてあるという話なのですけれども、この基準ってというのは、基本が分かれば良い話であって、事細かに丁寧に書く必要というのではないと思います。

ですから、表現、中身が間違っているとかそういう問題じゃないのですけれども、ここまで限定して書く必要はないと思います。原案のような表現で良いと思います。

(会長) 委員から、この部分シンプルな原案でいいではないかということで提案がありました。他の委員の皆様いかがでしょうか。それでは委員。

(委員) 私は今までの議論を聞かせていただいている中で、やっぱりいろいろな多様な意見があって、なかなかこれをまとめていくことは難しいという考えです。その中で、ある程度の方向性を出していくことを考えれば皆さんの最大公約数的な意見を入れるべきだと私は思いますので、私は会長の意見に賛成です。

(会長) 委員の皆さん、他にいかがでしょうか。委員。

(委員) 今のお話、この13メートル以下という高さ制限のを入れるかどうかというお話で、非常に細かい枝葉末節のお話になっている気がするのですけれども、これ別に法令の条文を決めるわけではないので、基本的には、やはり本質的なものが間違っていなければ、そんなに細かいことはこだわる必要はないと思うので、私は、はっきり言ってどっちでも良い。

当然、この話は判断基準ってということは、高さ制限の特例の話をしているので、誰が見てもわかるので、私は入れなくても良いし、あまり細かいことをずるずる入れていくのはどうなのかなという気もしますけれども、別に入れてもどっちでも良いです。それよりももっと内容的な部分をきちんと審議する方が大事だと思います。

(会長) 先を進んでということでどちらでも良いというご判断です。ではどっちにするか委員のご意見だけは多数決で決めてもよろしいでしょうか。それでは賛成反対どちらでも良いという形で意見をいただいておりますが、一応明記しない原案のままで良いと思う委員は挙手をお願いできればと思います。

[挙手：4名]

(委員) 原案とはどういう意味ですか。

(会長) 事務局案の特例を入れない。何の基準かというのを明記しないというところ。他の委員は、明記する形で、賛成でよろしいでしょうか。

(委員) どちらでも良い。どうでも良い。

(会長) それでは多くの委員は明記して構わないのではないかとということなので、代替案Cの表現をベースにここは明記する形で決めたいと思います。この1のところは内容そのものに関わる場所ではないので、委員からご発言あったように迅速に決めてまいりたいと思います。

続きまして、まちづくり審議会は評価するというのが事務局案の2段落目のところですが、原案ではそういう文言を入れておりますが、今回代替案Bでは、場所としては、書くにしても大きな大項目の3のところ、資料1で言えば4ページのまちづくり審議会の諮問のところに移すべきではないかというご意見を代替案Bでいただいています。

あと代替案Cは同じく3で記述ということで、この場所ではなくて代替案Cは明確にというよりは3のところの記述でその趣旨が入っているので、私が3で記述するという形で整理しておりますが、この場所通りが原案でして、2段落目のまちづくり審議会云々の部分は3に移動するという大きく2つございしますが、これも内容に関わる部分ではないので。委員。

(委員) そこに行く前に1つあると思うのですけれども、先ほどの判断基準の後に内規、あらかじめ要領内規等で定めるところが要領要綱等っていうのと、代替案Cの意見があって、代替案Bの内規等の等を取るっていうところで、すごく細かいことなんですけど、そこを決めていかないと最初の文章が決まらないと思います。

(会長) 細かな文言なので見落としていたしましたが、この部分いかがいたしましょうか。委員ありがとうございます。要領要綱等ということと内規等の等を取るというご提案を代替案B、Cでいただいておりますが。委員

(委員) 私これに、1つ制度上の問題があるということで思っております、なぜかという、そもそもその変更するときに、まちづくり審議会に諮問をするとか、意見を聞くというところがあるのですが、こういうものも含めて全体としての意見を聞いていただければ良いと思うのですけれども。

(会長) その部分を順番にということなので判断基準の変更の際の手続きの部分も論点としてまとめておりますので、その分も含めて判断していきたいとは思っています。要領要綱等は細かなところですが。委員。

(委員) 重要な事項は要綱要領で定めるとかそういうことが入っていますので、私このそもそもの基準が何かというところを、はっきり議論をしないと駄目だと思っているのです。というのは、この基準っていうのは、これは判断基準ですから、市が決める基準です。この審議会が決める基準じゃありません。景観形成基準っていうのは、これは審議会にかけて審議会の答申に基づいて決まったものを制度化したものですから、これは審議会が決めたと実際言って良いのです。変更する場合には審議会の意見を聞くことは当たり前のことです。

ただ、この判断基準はどの許認可でもそうなのですけれども、最終的に市が判断する判断基準なのです。大きい基準があって、その下の市が判断する基準までも、この審議会に変更する場合にかけなければ駄目だということを制度化するっていうことは、市では他にも審議会をいっぱい持っていますから。許認可事務いっぱい持っていますから。それが必ず全部がそうであれば良いけど、そんな審議会どこにもありませんから。それを新たにこういう権能を、この審議会に与えるような記述というのは、市の行政として好ましいとは思いませんので、そこは言っておきたいと思えます。

(会長) 委員から基準変更の際の部分のご意見でございましたが、手順としては素早く決めていきたいので要領要綱等の部分は。委員

(委員) 私この部分に関しては原案通りではなくて、それと違うのですよね。原案は要領内規等になっていたと思うのです。それが、今赤くなっているのです、もう直っちゃっているっていう感じなのですけれども、元の提案は要領内規等になっていて、そこに対してB案は内規だけにして等を取ると何かなっているのですけれども、C案は要領要綱っていうのが新たに入っているのですよ。

ただ事実として、内規の中に要領要綱は両方入るので内規は両方を含めたものですから、要領内規等という元々の原案が私はおかしいと思うので、そこで赤で直っている要領要綱等にすれば良いと思えます。言っていることわかりましたか。

(会長) わかります。



(委員) 原案記載が間違っているのかどちらが正しいか私もわかんないのですけれども、3ページ目に要領内規等と書いてあるので原案で、そうすると、要領は内規の一部ですから、要領要綱等で今赤くなっているように直せば良いと思います。

(会長) 事務局からこの点補足をお願いできますか。

(事務局) 内規というものの中には当然要領要綱という表題のものもあります。ただ内規で全て包括でききれないものもありましたので、まず一例として要領という表現をさせていただいたのが今回の書きぶりになります。従いまして内規という表現が間違っているとと言われると、こちら間違っているつもりではございませんので、あくまで包括しているものの一例として要領を指し示し、その内規の中に要綱は含んでいるというようなことになっております。

ただ実際に決めたときに、こういったタイトルが付くか不確定でございましたので、内規等という括りにさせていただいたものであります。今、要領要綱等という表現になっておりますが、この等という中の、当然内規的位置付けのものが含まれてきますので、表現は変わっても内容は変わらないという認識でございます。ですので、表現としてどちらが良いかというものを委員の皆さんに選んでいただければと考えております。

(委員) 私が間違っていたというのは、この記載が間違っていますということを書いたので、こっちの記載には要領内規等と書いてあるのに、あそこではもう要領要綱等に変わっているから記載が間違っているという意味でした。

(事務局) 補足をさせてください。先ほど13メートルものをそのまま映してしまったため、要領要綱等という表現を表示させていただきました。原案は今まで通り委員の解釈いただいた通り、要領内規等というものでまずベース。その上での加除加筆修正というところでお願いいたします。

(会長) 細かな表現で実際は変わらないということで、ただ要領内規等の内規に要領も入るのではないかとということで、これは例示等でやるのはおかしいじゃないかということで、多分代替案BやCのご提案があったと思いますので、そろそろこの項目は決めたいと思います。これも簡単なことなので、どれがいいかということで、代替案B、代替案C、原案の3案ありますので、意見の多いもので決めてよろしいでしょうか。委員。

(委員) 一番重要な点は、要するに変更をする場合に、この審議会にかけるか、かけないかというところが正しい点であって、これは、私としては制度上おかしいという意見を先ほど申し上げました。

(会長) その部分は、この次にご意見を伺うところで、とりあえず、ここはもう純粹にそこを入れるか入れないかではなくて、ここの要領内規等を要領要綱等と変えるか、あるいは代替案Bにあるように、内規で等を取った形でやるかということを決めて、その次の論点として委員から今ご発言あったところに進もうと思っております。

とりあえず、元々原案にある表現として要領内規等ですが、原案通り要領内規等で良いと思う方は挙手をお願いします。

[挙手：2名]

(会長) 代替案Bの内規というふうに要領内規等、内規とするが良いと思う方。

[挙手：1名]

(会長) では代替案Cのように要領要綱等というふうに置き換えるが良いと思う方。

[挙手：7名]

(会長) 一応これが多数なので、この部分は要領要綱等としたいと思います。  
続きまして、委員からご発言あるので、本当はこの2段落目の部分の評価の部分をどうしようかというところありますが、委員からご提案あった部分の判断基準変更の際の手続きについてどうするかということで、原案は委員の意見と同じくなしという形で提案をしてありますが、これに対して代替案BとCとEで、変更の手続きについて書きぶりは微妙にそれぞれ異なりますが、要するに変更の際に審議会に諮るということを規定すべきだというご意見が3つ出ております。この点についてご意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。委員。

(委員) 私はこのEの意見なので、変更案については審議会で審議すべきと思っております。なぜかという、私は景観形成基準自体が一番、1回目からずっと審議になっていると思うのですけれども、それが非常に曖昧で、わかりにくい。そこで市の恣意的判断になってしまうのではないかとということで、具体性を持たせるということで判断基準の話になっていると思

ます。

どちらかといえば、この判断基準の内容が景観形成基準そのものに入れるべきではないか。要するにその法令である施行規則を見ただけでは、はっきりわからないという問題があるので判断基準の話になっているわけです。事実上としては、私はこの景観形成基準と判断基準は一体のものだと思います。この判断基準が審議会にもかけずに、知らないうちに市の中で変わっていくということであれば、最も市民が懸念している市長の恣意的判断で、どんどん変わっていくのではないかと。そういうことになってしまうので、その判断基準の位置付けというものが、通常の他のものよりも非常に高いものであると私は思っております。

ですから、それについては皆さんが気にしているように、市の職員、基本的には市長でしょうけれども、考え方の違いによって、知らないうちに変わっていくということを防ぐというのは、非常に重要なことであると思いますので、これが認められないと、この判断基準というものは景観形成基準に入れなければならないというふうに私は思います。施行規則の中で明確に法令としなければならない。

私は、最初はその意見を言ったわけですがけれども、皆さんがそういうことは望まれなかったもので、仕方がなくその下の判断基準に落ちているわけです。ただこれを勝手に変えられるということ認めるのであれば、この判断基準を景観形成基準の下に置くと。いわゆる法令でなくするということを根本的に変えなければいけない。私はそう思っています。

(会長)           この点について委員と委員からそれぞれ、原案通りあるいは代替案のような形で、表現はともかく入れるべきだという形でご意見ありましたが他の委員の皆さん。委員。

(委員)           これは重要なことなので、何回も言って申し訳ないのですがけれども、判断基準というのは、どの許認可についてもあるわけです。その判断基準というものは市が決めるものなのです。従ってこの判断基準というのは、市が決めるものですから、審議会が決めるものではないのです。

それで、今どうしてこういうことをやっているかっていうと、その決まる過程を公にして、どうやって決まっていったのか、どういう意見があったのか、そういうものをわかりやすくするために、こういうことをやっているのであって、市が決める基準ですから、審議会が決める基準ではないのです。決めたものでないものに対して変更するとき、意見を求めなきゃならないという、新たな規定を設けるといことが制度上これはまずいということを行っているのです。

(会長) 委員から再度ご発言ありましたが、他の委員の皆様から、委員。

(委員) 今回こういう形で判断基準を審議会に諮っているわけです。ここで委員さんからの意見を踏まえながら決めていくという手順になっております。先ほど委員がおっしゃったように、決定の経過を公にして、そういうことであれば、もしこの基準を変えるという場合も、どういう考え方があってどういうふうな議論をされていくのか、そこも明らかに公にする必要があるのではないかというふうに思います。

審議会が基準を作るものではない。確かにその通りだと思います。これはあくまでも市の方で変更するなら変更する基準、こういうものを作った上で審議会の方に意見を聞くという形で良いのではないかと思います。

(委員) 重要な事項について変更するとか、そういう場合に審議会に意見を聞くということはあると思います。あるのですけれども、ここへ書くということは、これが制度化されるということなのです。その部分で違うのです。

制度化されるということがおかしい。これは他の審議会との横並びも当然ありますので、なぜ突出してこの審議会だけがそういう権能を持つのか。こういう部分がありますので、これを入れることはおかしいという意見です。

(会長) ご発言いただいた、規定する規定しないで対立しております。他の委員の皆様いかがでしょうか。委員。

(委員) 今の委員の意見に私は賛同します。私は元々、先ほど言ったように変更する場合はここに入れると言いました。今の委員のお話は、ちょっと根本的に違うというふうに思っています。ここには何の権能もないです。まちづくり審議会は、客観的な市の提案に対して、客観的な意見を言う場です。

そういう意味では、副市長がここで市の立場をおっしゃっていること自体が私は非常に異様に思います。事務局の代表としておっしゃっている。そういうこの異常な事態の中でのご意見なのですけれども。制度化するとおっしゃいました。私達まちづくり審議会で制度化する権利は何もないです。あくまでも意見を言っている場です。

景観形成基準の今回の変更に関して諮問されています。それに対しても意見を言っています。別に景観形成基準を決める、制度化する権能なんか何もないです。今のお話から言うと、その制度化するようにやってほしいという、私達の答申を出すかどうかという話なので、その意見自体も書くことはならぬというのであれば、審議会の存在を否定していると私は感じ

ます。今その制度上の景観形成基準の変更に対して、私達は変更することもできないし、変更しないこともできません。それに対しての意見を言う場として審議会が設けられています。全く同じことでした。その判断基準を変更するにあたって、審議会の意見を聞くようにしてほしいということをお私達は答申したいという話をしていて、別に、ここに記載したから市長の判断ですけれども、全く無視することもできるわけです。今の委員のお話は、全くこの審議会というものの存在を理解されていないと私は感じます。

(委員)           今の委員のご意見は、ご意見ということだと思いますけれども、そもそもこの1ページをご覧になっていただければわかるのですけれども、審議会に諮問されている事項があって、その答申があって審議会としての附言があって、参考資料として、この基準というものができているのです。

意見はこうやってずっともう長い時間をかけて、意見を聞いたし議論をしてきたのですけれども、この基準をそもそもこの審議会で作るということを言っているわけじゃないのです。意見を言っていただくは別に構わないし、それを取り上げられるものは取り上げるのですけれども、最終的にこの基準というのは、市が決める基準ですから。そこの部分はこの部分まで含めて答申をしてくれと言っているわけではないというのが原則だと思います。

(会長)           会長が委員の意見に反論するのはよろしくはないと思いますが、今までの経緯の会議録で、他の委員の方、間違っていたら私の認識を正していただければ良いですが、一体のものとして歯止めをかけていくという形で審議を進めていく。時点決定しながら中身を詰めて、そして最終的に一体のものとして審議会の意思を示すのだという形で了解いただきながら進めてきたと私は認識しています。

そういった観点からは、1についても後でご意見出ていますが一体のものとして審議会は了としたので、最終的な判断を拘束することは当然市長の権限ですのでできませんが、一応審議会としての意思は一体のものとして適あるいは否という形で答申するのだということで進めてきたので、委員の皆さんはそういう認識でよろしいでしょうか。

基本的にこの点は、委員、委員そして委員からご発言ございました。他の視点等でご発言希望ありますでしょうか。論点になっています、市長の意見を拘束するような書き方には、どの代替案もなってはなくて、基本的には諮問する。要するに意見を聞くのだということで固められているということで、別にその決定をここで行うような書きぶりに、いずれの代替案もなっていないと私は捉えております。

ではご意見ご発言希望なければどちらにするかということで、他の項目と同じようにこれについても、意見わかれていますので決を採ってよろしいでしょうか。大きくは、書きぶりはともかくとして、規定する案と原案通り規定なしということで、2つの中でご判断いただければと思います。

まず判断基準の変更の際の手続きについて原案通り、特に記載しないがよいという委員は挙手をお願いします。

[挙手：2名]

(会長) 一応、念のため規定するというので、代替案BCEのどの表現がともかくとして、規定するが望ましいという委員は挙手をお願いします。

[挙手：8名]

(会長) ではこれで規定する形にしたいと思います。規定することになりましたが、各代替案微妙に表現が異なっています。実は私、議論の整理用に連休と昨日かけて、一応委員の意見を、合意がとればこういうような表現もあるかなというところを考えているのですが、どうでしょうか。

書きぶりについて細かく、どの代替案をベースにするか私の会長私案のようなたたき台を確認いただいた上で決めるか、どういう手順で決めましょうか。規定を入れることは、多くの意見の賛成ということでなりましたが、微妙にそれぞれ異なるので、どれがいいかと決めるのが良いのか、一応最大公約数的な形で修正私案を作ったりはしているのですが、書きぶりはどういう形で進めましょうか。

(委員) とりあえずそれを出していただいたら良いじゃないでしょうか。

(会長) 私の提案よりは代替案の方がよっぽど良いという場合は、そちらをベースに決めるというような形でこれ以降も進められればと思います。一応事務局にファイルは渡したので読み上げる形でいいですか。

これは別に事務局案というわけじゃなく、会長私案ということで、自分だったらこういうふうに最大公約数的にはなるのではないかという形で試みに作ったので、一応、書きぶりとしては、私自身は「判断基準を見直す必要が生じたときは、市長が北杜市まちづくり審議会の意見を聴いた上で変更する。」というような形でどうかということを書いておりますが、この私自身のたたき台はこういう案ですが、それよりは代替案の方が良いという意見があれば、そちらをもとに議論するでも構いませんが、いかがでしょうか。委員。

(委員) このB案、C案、E案あんまりほとんど変わらないので、それをほぼ最大公約数にしたように今聞こえたので、それで私は良いと思います。

(会長) 実際ご指摘の通りです。

(委員) パッチワーク的に作っていただいたので。

(会長) パッチワークしておかしくなっていればどれかの代替案で、議論した方が良いというご意見があればそちらを尊重しますが、いかがでしょうか。

(委員) 良いと思います。ついでにすいません。事務局に、今回手を加えて直したところ、例えば13メートルそこを赤くしていただくとわかりやすいかと思えます。

(会長) 委員から賛同いただきました。他の委員の皆様いかがでしょうか。2段落目のところでこの書きぶりでもよろしいでしょうか。皆さんうなずいていただいたので、挙手までしなくてもこれで決めたいと思えます。よろしいでしょうか。

では、この1の部分で結構時間かかっていますが、あと大きく2点で、先ほちょっと1番最初の方で中途半端にありましたが、原案で言えば2段落目の特例規定を適用する事業についての評価の仕方ですが、これについては2つの代替案で、項目3のところに移すべき、市審議会の諮問のところに関わる話だということ、残すにしても3のところに移すべきだということと、代替案Cは、明記はされていませんが、基本的に3のところでも同等の趣旨のものが書いてあるので、大きく私の中での整理ではこの場で残すのが原案で、ご意見いただいたのが2つの代替案BとCが3へ移動して、残すにしても3で移動して記述するべきだというご提案です。

この点についていかがでしょうか。ここでいかどうするかというところでご判断をいただければと思います。ご意見ございますか。前に映っているもので言えば、3段落目のところの策定及び公表そのものではないので、むしろ資料1で言えば4ページ目の3のところのまちづくり審議会の諮問のところ、諮問を受けてこういう審議をするというような形で移動するべきだ、移動した方がいいという形でのご提案だと私は整理しております。委員。

(委員) ここに関しては、委員が確か、これは別にいらんんじゃないかとおっ

しゃっていたと思うし、記憶にもあるんですけども、私も本質的には、このまちづくり審議会がどのように審議するかっていうのは、本来は、私ではなくて良い内容だと思うのです。ただ、これまでの議論の中で、委員が非常に強く主張されていて、景観だけを議論するのではない。とにかく何でもかんでも総合的に判断するのだということをおっしゃっていて、そこは何て言うのですかね。事務分掌といいますか、扱い方っていうのは、根本的に私は違っていると思うのです。

まちづくり審議会というのは、まちづくり計画、まちづくり条例に基づく変更であるとかそういったものを判断するという1つと、それから景観計画、景観条例施行もしくは施行規則、その変更に関する審議をするというもの。根本的なその計画と法令があって、それに対して行うのが審議会。

当たり前のことなのですが、ただその当たり前という判断がだいぶ違う方がいらっしゃるんで、それを事務局としては取り入れて多面的多角的に評価するということをやられているのかなと私は思ったので、それは違udarouということでは基本的には、その私の案としては判断基準に基づき北杜市景観条例の目的に照らして、定める景観形成基準に適合するか否かを多面的多角的に評価すると。当たり前のことを書いているわけです。それを逆に当たり前だということと言わないとわからない方もいらっしゃるようなので、私は書いた方が良いというふうに思っておりますが、本来の制度をきちっと理解されていけば必要ない項目だと思います。

(会長) 移動する場合は、記載内容自体は移動先で考えたいと思いますので、そもそもいらぬという意見もあるかもしれませんが、一応出ている意見ですと原案通りでありか、この場所で書くか、あるいは代替案でいただいている中では、移動する形でいただいているものもありますので、その場所を決めてしまいたいと思います。

ここで残すということであれば、委員からご発言ありましたが、中身も含めてご意見いただきますし、移動する場合は移動先の方で議論したいと思います。移動に関して何かご発言希望ございますか。移動する、しないということに関して。委員。

(委員) 代替案B、Cでご指摘あった通り、策定及び公表という見出しには合わない内容だと思いますので、入れるとしても移動が適切だと思います。

(会長) それではこれについても、どうするかということだけですので、移動前提にするのと原案の通りのこの場所で残すという形でお諮りしたいと思います。この場所でこの判断の3段目部分の、原案通りの事務局案の通りこ



のままでいいという委員は挙手をお願いします。

(委員) 意見じゃないですよ。これは場所のどうこうの問題じゃないと思うのですけど。

(会長) 中身はこの後ですので、とりあえずある程度、付帯的に決めていかないと決まりませんので、場所について、ここは議長職権でそういう形で進めたいと思います。場所についてこの場所のままでいいという意見の委員は挙手をお願いします。

[挙手：2名]

(会長) こういう趣旨のものは移すのが良いという委員は挙手をお願いします。

[挙手：5名]

(会長) 一応ちょっと挙手いただいていない委員もいますが、移す意見が過半数を占めておりますので移した上で、中身の書きぶりについては、代替案Cのところは、ちょっと形と違うにもなっていますので、その3のところでも議論したいと思います。とりあえずこの場所には置かないということでこれは決定したいと思います。

項目1については、最後のところ公表の仕方に関してご意見いただいています。資料2のところ、ホームページ等で公表するというのが原案ですが、ここに念押しにという形で、代替案Eで、市民及び事業者が容易に確認できる方法。

ホームページ等の後に市民及び事業者が容易に確認できる方法というのを追加するというようなご提案が出ております。この点について、まず委員の皆様から。委員の方が早かったので委員からお願いします。その後委員。

(委員) これを入れたのは、私、この10年間いろいろまちづくりに関して意見があったりしている中で、ホームページ等をよく確認はさせていただいています。ただホームページに出るものと出ないもの、棲み分けもよくわからないし、出ている場合も非常に探しにくいとか、あとはその広報に出たり、掲示板に出たりとか、いろいろな方法がある中で、わかりにくいという、市民が目にする可能性がほぼ無いような方法の場合だったりすることが多いので、そこは別にここまで細かく書かなくても良いのではないかという意見もあるかもしれないのですけれども、例えば、掲示板での掲示と

いうがある場合、例えば大規模開発事業に関してですね、その掲示板のところにどんどん上から重ねていくので全く見えない。その掲示板を見に行ったときに、職員の方に聞いたら掲示板を見に来た方は初めてですと言われました。

それだけわかりにくい方法というのも実際に行われているので、そういう点を再度見直していただきたいという意味で、分かりやすくないと公表の意味がないので、そこは敢えて加えさせていただきました。

(会長) 委員。

(委員) 当然のことでありまして、公表とかどういう形でやるとか工夫をしていくわけありますから、これ敢えてと委員おっしゃいましたけど、敢えてここまで書く必要はないと思います。

(会長) 委員からは書かない原案通りという形で、委員は代替案Eのような書きぶりで書くべきだという形でご発言がありましたが、他にこの点についてご発言希望が、委員。

(委員) 書く必要がないというのは、実際どういう経験をされてそういうふうに言っているのか、また逆に書くことによって何かマイナスがあるのでしょうか。

(会長) それは委員への質問という形でしょうか。

(委員) 実際に、市民の方のいろんな声を聞いても、本当にわかりにくいというように、見つけれられないような方法で、実際の担当課の職員の方にどうやって見つけるかというのを聞いてやっとわかったというようなことは、これ北杜市だけじゃないのですけど、県のホームページもそういうのはあるのですけれども、そういったことが多々あるので、多くの市民にとってわかりやすい方法でということは、入れることによってマイナスは何もないと思うのですけど、これはあくまでも意見ですから、別にこれ制度になるわけでも何でもないので、私はどちらかというと、これを入れたら問題があるということではなければ残していただきたいと皆様をお願いします。

(会長) 委員。

(委員) 判断基準ですから、何でもかんでも文言を多く全てを含めれば良いという問題ではないと思うのです。もう分かりきっていること、当たり前のこ

とまで記述する必要は全くないと思います。

(会長) 委員。ここ1のところなので判断基準そのものというよりはその前提部分です。委員。

(委員) お伺いしたいのですが、市民、事業者等に容易に確認できる方法という部分。その容易な方法というのは具体的に何を想定されているか、それを教えてもらいたいと思うのですが。

(会長) これは代替案の提案者にご質問という形でしょうか。

(委員) もし差し支えなければ、お願いしたいと思います。

(委員) その方法というのは、ここに書かれているホームページ等です。ですから、実際に現実に行われているのは、ホームページ、それから市の広報誌、広報ほくとですか。

(委員) であれば、私は原案のままでもよろしいかと思います。以上です。

(委員) そのやり方が、例えば、こういう例を出していいかわからないですけれども、全く別の話ですけれども、この審議会の市民枠の公募というのがホームページに出ました。それが1ページに出ていたのがたった2日間しかありませんでした。そういった方法で実際に3名という非常に貴重な市民枠に対して、応募が今まで過去の前回と比べたら圧倒的に少なかった。そういった事実があります。その結果、今の3名になっている。こういう事実もございます。

ごく一部知った人だけが出れた、それが本当に平等なのか。これは全く別問題ですけれども、今までどれぐらい、委員はこのホームページでいろいろな情報を知りましたか。それで全く何の問題もないと感じていらっしゃいますか。私今までで、同じホームページの掲載の仕方でもわかりやすい方法とわかりにくい方法はたくさんあります。

この間、ある著名な方が言っていました、北杜市のホームページは本当に探しづらいということをおっしゃっていました。そういった中で、私はホームページと広報誌というのが2つの手段であることは間違いないと思います。ただその方法もあります。

掲示板での掲示の仕方は、あまりにも前時代的で全くわからない。どんどん上に重ねていくから、その前を通った人が見ることはまずない。10枚ぐらい上に重なっている。その下に出ていても誰もわからない。そうい

ったことがあるので、敢えてそこでわかりやすい方法によって、容易にわかる方法でと言っているわけです。ただ、そこは当たり前と言われれば当たり前なのですけれども、簡単に言えば当たり前が今できていないものがあります。それは事実です。ですから、特にこういう重要な問題に関しては、そこは敢えて答申としてはお願いしたいと思っております。

(会長) 基本的にはホームページ等を想定しているけれど、その掲示の仕方が普通に景観計画とかまちづくり関係のところ見たらわかるようなところに、要するに辿って行って分からなくなっているから、こういう規定で念押し規定を入れたいという形で、媒体を縛るわけではないという形での、ご提案ということでした。入れない方が良い、原案通りが良い、追記して構わない、追記すべきだという意見で、今ご発言いただいておりますが、他にご発言希望。委員。

(委員) 私はホームページ等で公表するという書き方で良いと思います。どう書くかというのは、この代替案C、要は変更があった場合も含めて、判断基準を定めた要領毎ホームページ等で公表するという書き方が良いのではという、定めたときってというのは変更も含めて公表するっていうこの書き方が良いのではというふうに思います。

(会長) 変更した際も公表をきちんとしていくような形でのご意見、書き方が良いという形でご発言ありました。委員の皆様よろしいでしょうか。委員。

(委員) 私もホームページで公表した方が良いとは思っておりますけれども、全然違った見方で、この会議に出席していた中で、非常に言葉の意味に対してすごく細かなところで皆さん会議なされている中で、例えばホームページに公表した場合に、この公表の仕方も、何かもしかするとあんな公表の仕方はないのではないかとか、あるいは、実際にこれをホームページに公表する担当の方が非常に大変じゃないかなというふうなことを、違った場面から見て懸念するというふうなことです。

(会長) この部分の解釈で、書くことによってかえって縛るのではないかという形で、当然のこととしてやる前提でどうこうというご意見ということですよ。ここでいただいた意見も細かいところで分かれておりますが、大きくは、まずはご発言の中で、追加で変更時というような話とかもございましたが、まず原案の通りか代替案Eのように「市民及び」というような趣旨を入れるかということで、決を取りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

それではまず、原案通りで良いと思う委員の方、要するにホームページ等で公表するというシンプルな書き方で良いと思う委員の方は挙手をお願いします。

[挙手：6名]

(会長) 一応念のため、何らかの形で代替案Eの趣旨のようなものを入れるべきだという委員の方は、挙手をお願いします。

[挙手：4名]

(会長) これについてはまず原案通りで、ホームページ等で公表するということが多数ですので、こちらで固めたいと思います。その上で、委員からご発言であった変更時というのは、具体的には書くとしたらどんな書きぶりがあり得るでしょうか。

(委員) 代替案Cの書き方が変更を受けてよいのではという風に思います。最初ではなくて「景観形成基準13メートル、あらかじめ要領要綱等で定める。この判断基準を変更する場合で変更する。」この後に「判断基準を定めた要領要綱等はホームページ等で公表する」というのが両方受けて良いのでは。

(会長) 並びとして、変えることによって変更時も含めた趣旨としてということですか。

(委員) 趣旨としてわかりやすくなるのではないかとということで、さっき委員の発言のところは、私なくても当たり前なので良いのではということで、言い忘れたのですけれども、やり方としては全部受けて、最後に公表するという方がわかりやすく良いのではという意見です。

(会長) 私も誤解してしまいましたが、今提示されているような並びにすると、よりそこが明確になるのではないかとということですね。この点いかがでしょうか。

大きな問題がなければ、ご異論なければこの並びで一応この1の部分で固めるということでもよろしいでしょうか。この並びにしたいと思いますので、一応一通り私の方で読み取った事前提出のご意見に沿った1に関する論点は以上です。内容として残っているのは、まちづくり審議会評価する原案の2段落目の部分は移動した上で、書きぶりはその3のところを検討

するというので、保留状態ですが、それ以外は一応論点通り決定したと思います。委員の皆様、改めてこの1の部分で何かございますか。よろしいですか。

それでは続いて、いよいよこちら判断基準そのもののところですが、資料1で言えば3ページ目から4ページ目にかけてのところですが、これ項目ごとに順に見てまいりたいと思います。事務局からお願いします。

(事務局) 今回の審議については、資料1を用いなくて、資料2をもってすれば審議できますので、その辺やっただけであれば迅速に進むと思います。なお、投影しているものにつきましては、決定したものを映し出すように心がけますので資料2をもっての審議をよろしくお願いいたします。

そして先ほど資料1の審議を拝見させていただきましたが、図らずも、代替案Cの形になりましたので、論点として会長の方で項目を整理していただくのは構わないのですけれども、できればパッケージとして見ていただいて、1項目の中で選んでいただいた中に加筆修正した方が、もしかして意見集約、皆さん整理しやすいのではないかと思いますので、参考にさせていただければと思いました。

(会長) あらかじめどの案をベースにやるかを決めた上で項目を、書きぶりを決めていく感じですか。結構表記がわかれていると、そこも決めにくいところなのですが。委員。

(委員) 確かに皆さん、いろいろなご意見を持っていらっしゃるの、皆さんの意見ももっともだというものが多いのですけれども、先ほど会長がちらっと最大公約数的に自分で作った意見を見せていただいて、それをベースに皆さんで確認していたという進め方をちょっとやったのですけれども、できたらこれ以降もそんな形で、もし会長が私案を、皆さんの意見を最大公約数的に考えてご意見あるのであれば、それを中心に進めていくのが、あるいは事務局とある程度近い意見かと思うのですけれども、そんな形でやったらいかがだと思います。どうでしょうか。

(会長) 委員から、私が先ほどのところで読み上げたようなものを、一応全項目ずつに作っておりますが、それも提示しながら、でももちろん先ほどと同じように、代替案がむしろベースになるっていう場合はそちらペースで構いませんので。委員。

(委員) この代替案A B C Dあり、意見が出ていて、そして原案があります。これのうちのどれかを先に決めて、そしてその中身を検討していくと、こう

いうやり方で進めていただかないと、先ほどのようなことだけで1時間もやっているわけですから、なかなか難しいのではないかと思いますので、そんな進め方がいいと思います。

(会 長)            委員。その後委員。

(委員)            委員のおっしゃることはよく分かりますけれども、このいろんな意見って内容が全然違います。なので、どれを取り上げるかだけでも、ものすごい時間かかると思います。であれば、最大公約数的に会長が作った意見がある意味集約的な意見だと思いますので、それをベースに話を進めてもらうのが私は早いと思います。

(会 長)            委員。

(委員)            早いっていうことが大切なことかもしれませんが、特に先ほどの1番目の内容というのは、あまり本質に関係のない部分。どちらかといえば枝葉末節に近い部分なので、ある意味簡単なところだったと思うのです。それでも、これだけ時間がかかったのですけれども、ただ、やはりこの判断基準というのは最も重要なものです。本来だったら、もう景観形成基準の中に入れるべきだと思うような内容で、ここがきちとならないと、この諮問自体の本質が変わってくるぐらいの内容だと思っています。

ですから私は、この案の中でどれが良いのかということ、言えるようなものではないし、会長の考えられてきた案というのが、どういうものわからないですけれども、先ほどの話であれば、ある程度みんなの言葉を足し合わせても最大公約数的になるのですけれども、そこはちょっとなかなか、ならないと思うので、まずこの提案した理由で、今までの議論だとあんまり理由に関しては全く無視されている感じです。

けれど、それぞれのやはり意見があると思いますし、もう既に皆さん、それを読んできているわけですから、それに対して質問だとか、そういったことがたくさん出るはずなので、まずそれをやった上で、いわゆる今までの議論というのを聞いていると、議論というよりは言いっぱなしです。

その意見を煮詰めるとか、そこに対して、ここはこういうことがあるのではないか、もっとこれを変えた方が良いのではないか、ここに出ていない意見もあると思うので、そういった煮詰める作業も含めて、項目別にまず議論をしていただいて、質疑応答も含め、その上で、まとまってくれば一番良いですし、それでもどうやっても並行線であれば、そんな中で決めていく。決めていく段階において、会長も皆さんに最大公約数的なのを必要であれば出していただくというのが良いのではないかと思います。

(会長) 基本的に出ている意見もあります。あんまりこんな話もありますので、会長私案はある程度意見が出て、集約案の提案でたたき台にできるかなと判断したときに随時出す形にしたいと思います。ただ実際、会長私案をたたき台に作った理由としましては、連休中に何度見直しても、どれかを選んでこれをベースにとやれるところもあれば、意外にそれぞれの提案が錯綜していて、選んでも結局代替案Cのところ、この部分はなどもあるのでなかなか難しいところもあるので、論点を一応整理した上でやった方がむしろ議論が円滑に進むと考えておりますが、もちろん委員の皆様からどれか選んでそれをベースに議論する方が良いという委員が多数でしたらこだわりませんが。委員。

(委員) 進め方で時間を取ってもしょうがないのですけれども、例えば2ページであれば、委員の場合には経済効果の考え方はこういうことです。これについて意見はどうか。ポイントだけ意見の議論を交わせればいいと思うのです。ちょっとした表現は別にどうでも構わないわけであって、そこら辺のところの進め方じゃないかと思っておりますけれども。

(会長) そのポイントは、私がそれぞれの意見で論点はここだよねというのは一応作って、それをもとに進行していますので、もちろんそのつもりではありません。ただ事務局からどれか案を選んだ上で議論した方がむしろ良いのではないかということだったので、少々私の想定した進め方と少し違うところもあったので、それに関してご意見いただいた感じです。では基本的には、委員の提案の趣旨と私も進め方の本質は変わりませぬので、順番にそれぞれ論点としてはこんなところがあるのだというようなことを一通り、項目毎に、今回で言えばアならアについてとした上で、ご意見いただいて集約していくような形で進めてよろしいでしょうか。

それでは資料2の2ページ目ですが、判断基準の内容の(1)のところでございます。アとイがありますので、まずアについて先に取り上げたいと思います。アについて大きな論点としましては、各代替案の理由も含めて、一応、私確認をした上で整理はしてまいりましたが、まず総事業費の額について、原案原則50億円が100億円という形で大きく2つの異なる見解、意見が出されている状態です。

総事業費の額が1つ目の論点で、2つ目として、これは代替案A提案のところと関わりますが、公益性要件を満たす事業は総事業費の条件の対象外とするか否かという形で、対象外としていないのは原案の形ですが、代替案Aについては公益性要件の事業については対象外にするような形になって提案いただいておりますので、公益性要件をこの50億円、100億



円どちらかは、この後ご意見いただき決定しますが、対象外とするかしないかこれが2つ目の論点で、3番目として総事業費の額以外の条件を設定するか否かということで、特に設定していないのは原案ですが、これも代替案Aでは、又は以降のところで設定するようなご提案をいただいています。

代替案Aの下の半分のところで、こういうようなところで大きくは総事業費の額、公益性要件を満たす事業を総事業費の上限の対象外とするか否か、総事業費の額以外の条件を設定するか否か、この3点は決を採るような形で決定せざるを得ないというふうに考えています。あと細かな文言については、この3点が固まった段階で、原案ベースでいけるのではないかと、含めて決めていきたいと思えます。一応私の論点整理は以上ですが、このアの部分に関してご発言希望ございましたらお願いいたします。委員。

(委員)

この全体の皆さんの意見を聞いて、この中で50億円以上というのではないのは私だけだと思うので、そこは私の方から意見を言わせていただきたいと思えます。この50億円というのは、確か3回目ぐらいですか。委員からハードルが高すぎるということで意見が出たかと思えます。

ただ私は、この総事業費を対象としてあげるかどうかということ自体はあまり景観形成基準の変更には、本来は、関わりはないとは思っているのですけれども、なぜその当初の100億円ということにこだわるかということ、逆に今までの1回目からこれは議論が始まっているわけですけれども、なぜこの諮問をするのか、景観形成基準を変更して、5階建て以上を認めるのか。その目的ということで、副市長委員からずっと言われたことは、高級ホテル、富裕層向けの高級ホテルを誘致する。それは100億円以上である。もう100億円という話は、この審議会でもずっと言われていますし、議会の全員協議会でも、少なくとも100億円ということをやっています。それはなぜかということ、高級ホテルを誘致したい。

そして市民の方から多くの署名が集まりました。5階建てをここに建てるというのはとんでもない。私も意見を言った際に、委員から、いや100億円以上の高級ホテルであるからそんなに市民が心配するようにはここに建つことはない。10年に一遍あるかないかの案件である。そういう審議であるということをおっしゃられました。その後の審議会においても高級ホテルは実際100億円から400億円である、300億、400億円であるということをやっとおっしゃっていたので、私としてはその景観形成基準に総事業費を入れるっていうのはどうかということもあったのですけれども、実際その対象地域の住民の方が、この変更案には非常に懸念、心配、不安を感じていらっしゃる。

その中で10年一遍あるかないか、そういう100億円ということがある意味、この変更案によって町が変わる程のたくさんのものできるということがないという、ある意味歯止めとしては、あっても良いというふうに私は思ったところです。ところが、今回の、ただハードルが高いということだけで50億円になったということは、高級ホテルはやめたということでしょうか。その目的自体が変わったということでしょうか。その説明も全くないままで、突然50億円となった。そうすると減多に、10年に一遍あるかないかでは、なくなったということです。根本が変わったことは本当に大きいことだと思っています。

まずこの諮問の目的は変わったということですよ。高級ホテル誘致ではなくなったということでしょうか。その説明をきちっと副市長の方から、今手を挙げていらっしゃるんですが、そこをちゃんとしていただかないと、この諮問の根本が変わるというふうに私は思っています。

(会長)                    委員。

(委員)                    委員の今おっしゃられたことは、何を言っているのかよくわからないのですけれども、そもそも高級ホテルを誘致するために諮問をするなんてことを言ったことは全くなくて、これは言ってみれば、高さ制限13メートルで規定されていることが、その後企業誘致で、例として高級ホテルが出ているだけの話であって、そのためにやっているということは、もう最初の第1回から、例えばリゾートトラストのためにやっている、急いでいるとかおっしゃいましたけど、そんなことは全くない。それは第1回から言っている話です。何も変わっていません。

それで100億円というのは、例えば100億円であれば、それは相当大規模なものであるから、減多にないということを行っているので、これが例えば50億円であったって、そんな減多にある話ではありません。何も変わっていません。そこははっきりさしていただきたいと思います。それで、なぜこの事業規模というものが入っているかという、高さ制限を13メートルは守るのは当然です。

例えば小さな小規模のもので、大した大きさなくても、背の高いビルがたくさん建って高さが不揃いになったりとか、景観が遮られたり、そういうことを防ぐために、ある程度の一定規模の事業規模が必要だということを行っているわけで、50億円でも相当な建物でありますので、相当な規模だと思います。何も変わった点はない。

今のような議論というのは、もうこれまで何回も何回もあって、繰り返し繰り返しあって、それをまたここで蒸し返されても、本当に時間の無駄だと思います。ですから、そこら辺のところはぜひ裁きをよろしくお願い

します。

(会長) 50億円での観点での委員の発言と委員の100億円が元々の話だったからということで代替案Eの形の記述と、今2つご意見あと提案も出ていますが、この点に関しては他の委員からは大丈夫ですか。委員。

(委員) 100億円が良いか、50億円が良いかというのをずっと考えているのですけれども、どちらが正しいと言える人がこの中で誰もいないのではないかと思います。というのは、1つは市として企業をどのくらい立地させたいのかとか、そういう、前からもお話がありましたけど、やっぱりビジョンが見えないので、このくらいの目標であればこのくらいの金額でとか理屈が出せるかもしれないと思うのですけれども、ただそういうものは何もなく、50億円が良いのか100億円が良いのかってというような議論はあまり意味がないと私は思っています。

ただ、基準を作ることが必要だと思っているのですけれども、ちょっと議論が飛んでしまいますが、後ろの方で何人かの方が書かれていたと思うのですけれども、この例外規定というのは時限的にすべきじゃないかということを書いてらっしゃった方がいらっしゃると思います。本来は2つの計画をしっかりと見直しをして、その中に盛り込むべきだと。場合によっては、その時点で一旦廃止をして盛り込むべきだというような意見があったというふうに思いますので、とすると、もし時限的というふうに決めてしまうのであるならば、あくまでも2年とか3年という時限を決めてしまえば、その中である意味試行的に100億円にするか50億円にすると決めておく。それを何年か後に例えば市の期待していた件数が一致したとか、市民の皆さんがこのくらいであれば我慢できるとか、そういう基準が出てくるのだろうと思うのです。

なので、50億円、100億円は皆さんの多数決で私は賛同しますけれども、その前にこの規定というものを時限的にするのか、見直しについては市の意見もありますけれども適宜適切にみたいなのが書いてあるのですけれども、いつだかわかりませんのでそれも合わせて、つまり、これを例外規定とすることによって今回は100億円にしておきましょうというふうに決めておくのが私は良いと思うのですけど、ちょっと論点ずれちゃいますけれどもその辺はちょっと考えていただければと思います。

(会長) 委員から先ほど挙手があったので当てます。委員。

(委員) 先ほどの委員の意見に関して、どうしてもこういう会議ですと対話がなかなか難しいのですが、なるべくその1つの論点に関してある程度煮詰め

るまで行ったり来たりさせていただきたいと思います。でないと常にストレスが溜まっていて、同じ問題がずっと永遠に残っていくので申し訳ありませんけれども、この問題について何も変わっていないとおっしゃった。言葉というのはこれほど自由なのかと私は思います。

1番最初からその高級ホテルの誘致ということは1つのきっかけであったとしても、あくまでもアウトレットモールの跡地にホテルを誘致するためにこの13メートルが障害になったということがきっかけである。それは間違いのないということは、もう議事録を見れば、誰が見てもわかることです。それを言っていないとか、何を言っているかわからないと、そういう問題ではないです。

(委員) 勝手に話をすり替えても困ります。

(委員) すり替えるのはどちらでしょうか。

(委員) いや、委員です。

(委員) 違います。

(委員) 委員です。

(委員) 今までの、言いましょうか。全部。

(委員) それを議論する必要は全くないと思っています。

(委員) いや、それが議論の根本というか。

(委員) そもそもこの審議会でこれを議論する必要がないと思います。

(委員) 手を挙げて発言するというのは基本じゃないでしょうか。

(事務局) ちょっと議論が外れたような気がしますので、申し訳ないですが委員と委員の方で意見のやり取りは止めていただいて、正しい議論の方で進めていただきたいと思います。

(会長) では委員、50億円か100億円かのところですので、そこに関わる形でご発言を引き続きお願いします。委員はその上で発言があればということをお願いします。

(委員) 100億円というのがどこから来たかということ、高級ホテルは100億円から400億円だと、これは事務局の資料にも書いてあります。それが始まりだったので、何を誘致するのか、この諮問の目的として高級ホテルじゃなくて、今度は工場になったのか何なのか私達には見えないわけです。

それによって、どういう規模のものが来るのか。そしてここはどちらかといえば観光拠点なので、5階建ては望まないですが、ホテルが来るということはある意味で、その土地のまちづくりにある程度マッチするのかなということですが、この50億になってしまえば全く別のものに、要するに高級ホテルを外れるわけです。

私は高級ホテルが100億円から400億円とは思っていませんけれども、ずっと言われている100億円から400億円ではなくなるわけですから、何が来るかというところで、これはやはり大きな問題だろうということで、今までずっと言っておられた高級ホテルは全国での競争だから早く決めなくてはならないということも崩れるわけです。

全国で土地を探しているから、早くやらないと競争に負けると、そういう話もおっしゃいましたけど、100億円から400億円という話ではなくなるということは、その緊急性もなくなるのかなというところで、根本的なスタートラインがずれるということで、私はずれるのでなければこの100億円でやっていただきたい。

10年に一遍あるかないかということだったら、それほど多くの問題が起きないし、もし今の委員がおっしゃったように、あくまでも暫定的ですぐに見直すということが1つの歯止めになるのであればというところもあります。

それは100億円か50億円かによって何を誘致したいのか、それを逆に企業誘致の方もいらっしゃっているようなので、市の事務局の方から何を誘致しなければならぬから諮問しているかというのを事務局に説明をお願いしたいと思います。50億円に変えたことによって、誘致するものがどう変わったのか、それを教えていただきたい。

(会長) まず、委員が発言をご希望ですのでどうぞ。

(委員) 委員のおっしゃっていることはホテルに限定してということを最初からおっしゃっていますけれども、そんなこと何にもないです。

これは要するに、基準、但し書きを付けることによって、新たに来る企業、こういうものも1件ごとに審査をして、そしてそれが適かどうかを決めるということで、何を誘致したいのか動物園を誘致したいのか、そういう問題ではありません。何が来るかは今からの話です。ホテル、ホテルと

言っていますけれど、ホテルでスタートした話ではありません。きっかけが、そもそもなぜこれを変えようとしたかのきっかけがホテルだったというだけの話です。

だから方針は何も変わっていません。そこら辺はご理解いただければと思います。

(会長) 先ほど事務局からもご発言ありましたが、委員の時限的のところは後に回しますが、まず50億円、100億円に関して、100億円を50億円にということが委員のご意見の中で出て、反映されたような経緯がありますが、50億円にするとどのような事業が想定されるかということも含めて良ければ50億円で良しというのは判断しやすいでしょうし、100億円は当初案だったから戻そうというところ。

100億円を50億円にしたことで、こういうものも含み得るような幅が広がるというような前提も事務局か委員から、どちらにしましょうか。では、委員。

(委員) 50億円規模の建物というのは、それなりのボリュームがあります。ですから、50億円だから何をターゲットにするとか、100億円だから何をターゲットにするとか、そういう問題ではありません。ボリュームがあるから、景観に及ぼす影響も出てくるから、だからそれは1件ごとに経済効果等を合わせて審査をして決めていきましょう、こういうことでありますので、何を想定しているという問題ではないということです。

(会長) この辺りそれぞれご意見が対立していて戸惑っていますが、私自身の認識を申し上げますと100億円は1つの縛りですが、やはり50億円ぐらいのところの規模感も含めて対象としたいようなご意見があって、原案が50億円に変わったような経緯はありますので、大きいから認めるというより、ある程度の規模感を持ったものについては特例を考えるというところから出てきたので、ボリューム感があるから特例の判断基準ではなくて、一定程度の効果があるようなものだからこういう金額である程度振るい落とすというような形でこの項目はあったような気はするのですが、そこは私の認識に間違いはないでしょうか。委員、ご発言希望ですね。

(委員) 私の発言に答えていただけていないんですけども、これが事務局と委員がどういう関係なのか全くわからないので、この審議会自体がもうぐちゃぐちゃなんですけれども、少なくとも審議会の意見を踏まえて、事務局はこの100億円から原案を50億円に変更されたわけです。ですから変更された理由と、そして当然企業誘致というのが今までの発言の中では

根本にあったと思っています。

要するに、過去には景観条例の13メートル以下による問題は起こってこなかった。喫緊の課題ではなかった。その中において将来のために5階建てを建てられるような変更案にしたいということなわけです。それで諮問案出されるわけですから、それが100億円から50億円になったということは、高級ホテルというのは皆さんの考えでは100億円以上ですから、どういうものを想定されて、どういう目的でこれを変えられたのか。その説明は事務局としてお願いします。委員ではなく。

(会長)                   それでは指名がありましたので、事務局お願いいたします。

(事務局)                委員から当初示した100億円を50億円に変えた理由ということのご質問であります。

そちらにつきましては審議の中で委員の方から、現在50億円規模の投資というものが全国的に見られている事例があることに鑑みれば、100億は少し高すぎるのではないかというようなご意見をいただいたために変えたものであります。

こちらは50億円以上を投資した北杜市内の事例ということでご紹介させていただきましたが、小淵沢町にあるアルソア央粧さんが当時50億円、大泉町にあるJMエナジーさんが60億円という規模のもの誘致、工場進出であっても、かなり大規模なものでありますので、小規模事業を対象外とすることには変わりはないという考えから100億円から50億円ということに修正して、現在議論いただいているところになります。

そして、どのような企業を誘致することを目的にしているかということですが、そこは再三ご説明させていただきました。今、設備投資はあらゆる企業で計画されておりますので、どのようなものをピンポイントに狙いを定めているということではございません。

手を挙げてくれる企業があれば、そこについては本市の景観条例のコンセプトに沿っていただきながら、進出していただきたいというのが市の考えです。

(会長)                   ご意見とすると2つございましたが、広く言えば当初案にあった100億円を今回代替案Eで復活という形でご提案いただいておりますが、100億円に比べれば50億円は審議会がスタートした時点よりは間口を広げた場合に過去の事例で対象になるようなものは、今、事務局からご説明あったようなところではあります。

間口を広げる観点であれば、原案のような形で間口は当初より裾野を広げないで限定をより、ということで今ご紹介あったような5、60億円の

案件は含まない方がいいということであれば100億円ということになってくるのかなとは思いますが、この点についてご発言いただいてない委員でご発言希望ございますか。特に無いようですね。

関連して、委員からいずれに決めるにしても、時限的なもの、現時的なものであるような形で位置付けた上でここも含めて全体の議論をしていった方がいいのではないかとということですが、この特例規定、判断基準は時限的なものというところを明確にどこかで規定するような感じで、具体的にお尻を切って時限的なもので見直すときは延長も含めて1回そこで議論が必要な形にするような意味合いでしょうか。ご発言をお願いします。

(委員) 私だけの意見ではなかったと思いますけれども、2つの現行の計画についてはもう14年でしたっけ、過ぎているので、早急に見直すべきだとか、早急に着手すべきだという意見があったと思います。

私もその通りだと思っておりまして、それを並行して速やかに始めることによって、ただ前回もすごく時間をかけて作った計画でしたので2年か3年かかるかもしれないと思いますので、その計画のお尻を決めておいて3年後に見直しをする、3年後までに計画を作る、そのようなイメージの中で今回は暫定的な規定というふうにすると皆さんのご意見が通りやすいのではないかなと考えます。

(会長) 金額も含めて、暫定的なところを明確にした了解の中で進める方がむしろいいのではないかとするのは委員のご意見ですが、この点について、金額のところに関していたので当日提案のご意見ということですが。委員お願いいたします。

(委員) 委員から暫定的な、時限を決めてやったらどうかというお話がありました。確かに、期限を決めるということであれば、私、基本的には事務局案の50億円でいいかとは思っているのですが、50億円でいいのか、100億円でいいのか、そこははっきり言ってわかりません。

そもそもの話として、特例規定を設ける地区を市としてどういうふうにしていくのか、そこが見えていない中ですので正直想像もつかないですし、50億円でいいのか、100億円でいいのか、そこも正直わかりません。

何年後かに見直しをして、ということであるのであれば、最初に事務局から出されてきた100億円でいいのかなというふうには思います。逆に、小さい規模のもので誘致をしていって何年か経過した後に規制を強化するというような話になってきますので、それよりはあらかじめハードルを高くしておいた上で、何年後かにそれまでの市に進出して来る企業の



動き、それから経済情勢とかそういったものを見る中で、緩和をしていくという方がいいのではないかなというふうに思います。

ですので、もし、この場で50億円か、100億円かということであればハードルを高くしておいて、何年後かに見直しをするという方が適切ではないかなというふうに思います。

(会長) 他の委員からはいかがでしょうか。

多分、委員のご発言の背景には附言等で暫定的な措置であると強調するものとかありましたので、そこを踏まえてのご発言だと思います。

今、委員からあったご発言の通りですが、見直すのであれば、後年に上げるよりは100億円の当初案でスタートしてというのもあり得るのかなという形で、時限的なところで見直すというのが必ず入るのであればという形でのご提案もありました。では、委員。

(委員) 100億円は100億円でも構わないんですけれども、ただ、先ほど事務局が申し上げた通り、直近の事例等を考えると、50億円でも相当の規模のものができます。それをいきなり100億円ということは、やはり今の情勢の中では設備投資意欲が企業も強い、進出意欲が強い中では、それも阻害になってしまうのではないかなということで50億円という案が出たと思います。

ですから、この50億円が正しいかどうかは誰もそんなことわからないのですけれども、50億円規模というのも相当な規模でありますので50億円でいいというふうに思います。

それから、ついでに言っているんですか、その先のこと。

(会長) どうぞ。

(委員) 代替案Aの場合、公益的なものについては、事業規模は関係ないというご意見ありましたけれども、これは小さい建物が13メートルを超える必要はないのであって、それは工夫してやってもらえばいいわけで、例えば福祉施設が小さいけれども4階建てを建てたい、これまで認める必要は全くないと思います。

だから、そこまで間口を広げる必要はないというのが一点。それから経済効果について言えば、職員の雇用とか、そういうのもありますけれども、そこまで間口を広げる必要は全くない。

市としては、企業誘致でもボリューム感があって、影響が大きいものについて門戸を広げる、これを基本に考えているということです。企業誘致をしたいからどうのこうのという問題ではありません。

(会長) 時限的な、というところでこれは厳密な時限もあれば見直しを一定期間で行うというような柔らかい書き方もあると思いますが、未来永劫これ基準ではない形で何か担保した上で議論をすればというようなご提案ですか。では委員のご発言のあと、委員ご発言をお願いします。

(委員) 期限を定めてやるという方法は、私は反対です。  
というのは、3年で見直すとか、そんなことわからないわけですよ。それから市の方針として、この今の経済情勢の変化もあり、齟齬が生じている。

それから、そもそも決め方が8町村合併でありましたから、旧来の市町村役場があったところを拠点としてやっているという前例踏襲というか、抜本的な見直しというのは行われてないのが北杜市の現状です。

これは今後、数年以内にはいろんな拠点が中心市街地はどうか、都市計画がどうか、アクセスがどうか、そういうことがはっきりしてきますので、10年、20年先の話をしているのではなくて、数年先にはそういうアクションを、抜本的な見直しのアクションを起こすというつもりでおりますので、それまでの暫定措置ということですので、期限を2年、3年で区切るとかそういう必要は全くないと思います。

(会長) 時限的なことですが、見直しというのは当然附言の方でもあるようにやるけれども、明確に何年何月に見直すとかは書かない方がいい、書くべきではないという観点の整理でよろしいでしょうか。委員、お願いします。

(委員) そろそろ50億円か、100億円かという話になると思うので、その前に皆さんにぜひ考えていただきたいんですけども、先ほど委員がビジョンがはっきりしてないとか、その地域のことが市外の方なのでよくわからないと思うんですけども。

本当はこういう話をもっと最後に言おうと思っていたんですけども、今そういう話が出たのでアレなんですけど、最終的にこういう一つ一つを考えるときに、皆さん対象地域のことを考えてください。小淵沢町の山岳高原景観形成地域であると。そこに対して50億円がいいのか、100億円がいいのか。

そういうことを常に一つ一つの項目を考えるときに、そこにやるんだということを忘れないで考えていただきたいです。私は大泉町の方に住んでいるんですけども、同じ北杜市に住んでいても隅から隅まで、朝から晩まで走り回っているわけじゃないので状況がわかりません。

なので、私この審議会があってから本当に小淵沢町の隅から隅まで細か

い赤道から全部通って、ここに本当にそういったものを、50億から100億円ものが誘致できる場所があるのかということを考えながら、地図を持って動きました。

今、事務局の説明からいくと、そういった設備投資の意欲があるのでそういった工場であるとか、そういった話も出ました。ただ、あの地に本当に工場を誘致する場所があるのか。皆さん本当に歩いて、見ていただきたい。あの傾斜地で細かい谷や尾根が、順番にあるような場所に、50億円にすれば当然100億円よりは入ってくる企業は増えるでしょう。

先ほど暫定というお話があって、その件についても後で言おうとは思っていましたが、暫定で建てる。清里駅前の廃墟を見ていただければわかりますけど、あれ何年ありますか。私が知っている限りはずっとあります。60年、70年。例えば暫定で1年、2年決めた間に建った建物が何十年もそこに存在し続ける。これは暫定だから3年で壊すということができないですから。そういうことを考えて、この案を一つ一つ考えていただきたいんです。

50億円にする事によってあんなの山の基本別荘地ですよ。森と別荘が混在している場所、途中で小さなペンションがあったり、そういう場所に50億円にすることによって、工場ができて、どんな地域になるか。そういうことを考えてください。

私は100億円でも、そんなとんでもない大きな建物が建つのはよくないと思うんです。だからこの諮問案にも反対しています。ただ、せめてハードルを上げておかないと、皆さん何か決める意欲満々みたいなので、そこは何とか高いハードルを上げておきたい。

そして私は根本的にこの計画の見直しというのは、1日も早くやるべきだと思っています。そのビジョンの策定も含めて。そういったものが何もない中で、全部が今混沌としてぐちゃぐちゃになっている中で、とにかく5階建てだけを建てさせるようにしよう。それだったらせめてハードルを上げておいていただきたい。

そこは皆さんこれからその多数決されるのかわかりませんが、考えるにあたって、本当にこの地域のことを見て、あの900mから人が住んでいる1,200メートル。小淵沢カントリーも当然地域に入っていますから、もしかしたら小淵沢カントリーがやめたところに工場が来るとか、そういうことはあり得るわけです。そういったことを考えて50億円がいいのか、100億円がいいのか、そういうことを忘れないで考えていただきたい。

ただ数字だけでどっちがいいのかということではなくて、その地域、人が住んで暮らしている、そういうことを忘れないで考えてください。それは皆さん全員に対するお願いです。

(会長) いろいろと委員からご発言いただいておりますが、進めざるを得ないので議論を進める形で少しご提案ですが、委員からまず大前提のところであった時限的なところでは、委員のご提案としては年次を明記したような形での暫定性をより強調する形の時限的ということを確認にするということと、あと見直しまでのところは先ほどの委員も含めて、あと今回、附言の部分で資料2で言えば8ページのところでも概ねいただいた意見は見直しをというような趣旨が出ているものがほとんどですので、何年何月までは明記しないけれど、計画の抜本的、総合的な見直しまでのところというような時限性は皆さん了承されていると思います。

委員から新たにご提案のあった、明確に何年何月と切った上で見直しを確実にその時点で行うというような形を前提とするのか、附言自体はこの後議論しますが附言程度の見直しの縛り、暫定性の表現の中で議論するかということ、特に何年何月というような時限立法のような形でも明記までは必要ないかで、ご意見、あるいはご意見がなければご判断をまず伺いたいと思います。

その上で100億円よりは50億円の方が対象案件増えて間口が広がるので、間口を広げるのがいいのか、広げないのがいいのかというのを暫定性のあり方を踏まえた上でご判断いただければと思いますが、よろしいでしょうか。では事務局お願いします。

(事務局) 委員の発言に対して、私の方から補足をさせていただきます。先ほど対象は小淵沢町の山岳高原景観形成地域だという発言がございましたが、今回もう1ヶ所ございます。白州です。白州の産業振興区域です。

そちらの方も対象ということでご理解いただいた中で、この金額を決めていただければと思っております。そちらの方は工場です。小淵沢町区域Ⅲの方に工場が誘致されるかということは、それぞれ企業のコンセプトがあると思います。そのコンセプトに合っている企業が入ってくれば、どんな業種になるか私達も想定はしておりませんが、その2つの地域が対象という中での数値的な判断をいただければと考えております。

(会長) 対象区域について事務局から補足がございました。では意思決定については、先ほど申し上げたような流れでよろしいでしょうか。

それでは時限的な措置、全く書かないというようなご提案は、今回は附言を含めていただけないので、何らかの形で見直し等の中での時限性は担保されてはいる状態で今、意見は出ているところですが、委員のご提案になった明確に年限を明記した上での時限的なところについて明記すべき、その上で、特例規定の内容を固めるべきだという形で明記すべきだと

いうお考えの委員は、挙手をお願いします。

[挙手：3名]

(会長) 附言等の形で何らかの緩やかな時限性にかかるけれど明記はしないということでの委員は挙手をお願いします。

[挙手：7名]

(会長) 過半にはなっていますね。では特に何年何月という形での見直しの期限を切らない形で議論を進めたいと思います。

その上で100億円から50億円かということでも激しく見解が対立していますが、明記しない今の附言のような書き方の緩やかな基本計画の見直しの時限性程度の時限性はありますが、明確に何年何月という形では明記しない前提で、100億円がより間口が広がるのは確実ではありますが、原則50億円という形にするかということでも決を採りたいと思います。

事務局案の原案の方から順番にこれまでも聞いておりますので、原案の原則50億円が良いと思われる委員は挙手をお願いします。

[挙手：3名]

(会長) 代替案Eの形ですね。100億円以上の方が良いと思われる委員は挙手をお願いします。

[挙手：7名]

(会長) こちらは100億円の方が多いですので、当初案に戻るという形で100億円ということでも決めたいと思います。

引き続き、先ほど委員からご意見はありまして、代替案Aのような形で公益性要件云々のところでご意見既にございましたが、改めて代替案Aのところに関連して、このAの項目、公益性要件を満たす事業を総事業費の上限の対象外とするか否かで対象外としないのが原案ですが対象外とするという形で代替案Aのご提案があります。

この点について、先程委員からご意見ありましたが他の委員の皆さんもいかがでしょうか。特になければ、意見集約してしまいたいと思いますが、よろしいですか。

今100億円以上ということでも決が採れましたので、これは公益性要件の部分については病院等々についてもこの100億円がかかるというのが

原案ですが、代替案Aは公益性要件の方で適用する場合はこの100億にこだわらないという形で対象外とする形の提案です。

ご意見特になかったので、両案について決を採りたいと思います。まず原案通り公益性要件を満たす事業にも100億円という縛りを適用する、原案通りで良いという委員は挙手でお知らせください。

[挙手：7名]

(会長) 7名ですね。ではこれについては原案通り対象外としないということにしたいと思います。

代替案Aについてアについて最後の論点ですが、もう一つご提案いただいています。総事業費の額以外の条件を設定するか、しないかで設定しないのが原案です。代替案の場合は「または市外からの」とかというような形が入っている部分だと思います。資料2で言えば代替案Aの一番上の枠の下半分のところの赤字になっているとか、線が引いてあるところです。

これをつけるか、つけないかで、つける場合は書きぶりについてこのままでいいかというところをご審議いただきますが、まずは単純に原則100億円以上に今回決定したので、総事業費は原則100億円以上でというのは1つの案で出ています。もう1つはそれプラス又は、で数行に渡って、もう1つ別の条件をつけるという形です。

この点について、ご意見ご発言あればそれを聞いた上で意見集約をいたしますが、委員どうぞ。

(委員) イの部分だと思うんですけども。

(会長) まだイではありません。資料2で代替案Aのところ、アの部分で単純に総事業費だけで書くか、又は、の部分で追加するかどうか。

(委員) すみません。その意見、言わせていただいてもいいですか。

私、地域貢献という意味で、従業員の採用とかそういったものを入れられているというのは、趣旨としては非常によくわかるし、決して悪いことではないと思うんですけども、ただ計画段階で建設するまでに大体2年ぐらい前に、こういった話が出てくると思うんですけども、その時点で市外からの移住者が何人であるとか、それから大体どれぐらいの年代の人で年収がどれぐらいだから市税がどれぐらいになるとか、そういったことがわかるとは私には思えないんです。

そしてそのときに事業者に対していくらか出せと言って、そうすると4000万円以上の事業になるように多分出してくるんじゃないかと、今ま

でいろんなものを見てますと。

そしてそれが実際にできたときに、いや全然ゼロでしたよとか、1000万円でしたよとなった場合に5階建てを3階建てにしないとかはできないわけです。ですから私は、これは現実的に難しいと思っています。

実際に土地の広さ、そして建築物に対する固定資産税ということであれば、ある程度出てくるとは思いますけれども、この人の問題というのは今までいろんな事業等見ていても、現場で雇おうと思っていたけど、全く雇えなかったから他から持ってきたら、実は海外から人を呼ばなければならなかった。

そういったことが通常ですし、私も今までいろんな工場建設等見てきましたけれども、そういった中で、その全てがきちっと出せるというのは非常に難しいと思いますので、これは趣旨としてはわかりますけれども、現実的ではないなというところと、4000万円というのが適当かと考えますと、特に私は、この例に出ていたのは工場ということでしたので先ほどの事務局の方から産業振興区域もありますとおっしゃいましたが、今の白州の産業振興区域というのは、既に工場があるサントリーとシャトレーゼの場所、それを指しているわけです。

ですからそこは、増設するかどうか、ただ敷地とかそういうのを見るのと増設の可能性というのは、私は薄いと思っています。

そうすると、小淵沢町の山岳高原景観形成地域に150人規模の工場を誘致するということが自体が私はぞっとします。あの場所にそんなものを作って、この間、取り下げにはなりましたがオギノのスーパーがスパティオの斜め前にできる計画の場合に、10メートルの擁壁を作らないと駄目なわけです。

そんな場所に工場を誘致するのかと思うと、この4000万円というのは地域住民の環境に大きな影響を与えすぎるものを誘致することになってしまうので、私はこの条件は入れない方がいいと思っています。

(会長)

入れない方がいいという形のご発言がありましたが、この項目について他の委員の皆様いかがでしょうか。意見集約してもよろしいでしょうか。

それではこの部分、総事業費の額以外の条件を代替案Aのような形が例として挙げられていますが、設定するか設定しないかで、原案は設定しておりませんので、原案のように設定をしないか、代替案Aのように何らかの形で設定するというところで決を採りたいと思います。

まず総事業費の額以外の条件を設定するか否か、2(1)アをこのままでもいいとお考えの委員は挙手をお願いします。

[挙手：9名]

(会長) 圧倒的多数ですので、これについては原案通りで設定しない形にしたいと思います。

以上でアについて一通りご意見いただいて総事業費は原則100億円以上の事業であることが確定しましたが、追加の論点等、私の方でいただいた事前提出の意見は全てだと思いたいますが、よろしいでしょうか。

では次のイの方に進みたいと思います。

イについては事前にご提出いただいた意見を読んで、私自身が論点として意見集約、可否判断というか、多数決を採る必要があるなというのは大きくは1点でして、連携協定等の締結を条件とするか否かというのが大きな争点で、条件とするのが原案です。それに対して条件から外して、違う文言に置き換えるというのが代替案のBです。

この点についてまず決めたいと思いますので、条件とするのか、条件から外すのか、について判断するのに必要なご意見等ございましたらお願いいたします。委員。

(委員) 原案についてですけれども「連携協定等を締結することが可能で、」とこういう表現なのですが、これは反社とか、あるいは公序良俗に反するもの、そういった類のものは当然連携協定なんか結べないわけですから、そういうことを排するという意味で入っている文言だと思います。

代替案Cの「連携協定等を締結する」を条件にするということであると、企業によっては連携協定を結ぶところもあれば、結ばないところもあります。企業側と市側の双方にメリットがなければ連携協定を結ぶ必要ないわけですから、これが条件となるような表現ではない原案の方がいいと思います。

(会長) 代替案Cの方で少し、書きぶりのご提案をいただいております。まずは入れるか、原案通りに残すか、削除するか、外すかというところで。委員。

(委員) この連携協定に関して、前回は少し触れた部分ですけれども、代替案Cの趣旨として、こういう締結するような事業、もしくはできるような事業という提案というのは考え方としてはわかるんですけれども、北杜市の連携協定の状況というのは、委員はご存知でしょうか。

私、この連携協定等という部分をなぜ外したかというのと、いろいろ全国の自治体で、多分令和3年、4年ぐらいからですかね、連携協定というのは本当に流行るといって、たくさんできているようになりましたが、その



中で、他の自治体というのは連携協定に関する指針、ガイドライン、要綱というのがかなりきちっとできています。

それで、連携協定を結ぶための要件、事業者に対する要件、それからどういった決め方をするのか、非常に透明性を持ってオープンにしている自治体は非常に多いです。

今回私も初めて見てよくわかったんですけども。ただ北杜市の場合、令和4年から協定という名のものを全部上げれば36件結んでいます。それに対して市民から見えるものというのは連携協定を締結しました、という写真とニュースだけです。

実際、どこの企業とやったというのはわかるんですけども、どういう目的でやるという内容とか、それから連携協定を選ぶための相手の事業者の要件とか、そういうものは全くオープンにされてないんです。

ですから実際36件もある上に、ほぼ月に一遍ぐらいのペースで連携協定を結んでいるので、実際にいろんな市民の方、議員の方に聞いても、なんだかよくわからないというものもあります。

非常にこれ、言い方がきついですけれども、住民からすれば事業者との癒着の疑いを持たれても仕方がないかなと思えるものも見えます。それは全くわからないからです。どういう趣旨で、協定書も公開されてない。

その他の自治体では、ガイドライン、指針も全部ははっきり出ていますし、手続きのフローはどういうふうになっているか、そういうことも全部出ています。協定書も公開されています。そういったものがない中で特に今回経済効果、企業が経済活動をするための、ここに来るわけですね、それに対する連携協定というのは、その企業自体の利益、経済活動に非常に密接に繋がるものです。

そういったものを条件にするということは反社を排除するというのは、それは開発の段階で当然排除するべきです。別にここで特例規定を準用しなくても。それよりも、そういった連携協定を締結することを条件にするならば、連携協定の条件であるとか、そういった透明性を持って、誰でも納得できるような、わかるような形の一つの制度が出来上がってからやるべきではないかと思います。

前回私、リゾートトラストの大規模開発の説明会のお話をさせていただきました。連携協定があるからということで、10人、15人の職員の方が見張りのように立っていたという話をさせていただきました。そういう中で、地元の方が本当に率直な質疑応答ができるのか、そういう疑問も非常に持ったところなんです。連携協定というのは何なのかというのも疑問を持ったのは、あの説明会があって初めてそういうことを感じました。

ですから、ここに書かれている趣旨はいいとは思いますが、ただ北杜市の連携協定というものが今非常に透明性のないものであると、あ

る意味市長の恣意的判断によって結ばれているというふうに感じている住民が圧倒的に多い。

そういう事実を背景として考えれば、私は特に特例を与える事業者に対して連携協定を結ぶというのは相手にしかメリットがないわけです。そういったものを表現することは、今の段階では避けた方がいいと。それは連携協定というものの在り方というものをまず見直して、市民に透明性を持ってわかるようにすることが第一ではないかというふうに思います。ですから私は、連携協定は外していただきたいと思います。

(会長) 委員、ではお願いします。

(委員) ここで連携協定というふうに書かれているので、その話になっているのですが、ここは自然保護の協定とか、とにかく北杜市と何らかの良好な関係を保つためのそういう約束事といったものを確実に結ぶ、そういう事業者と開発というところの届出といいますか、それを受けた方がいいのではないかというそういう趣旨です。

別に連携協定にこだわっているわけではなくて、北杜市の事業に協力する約束とか、地域の行事に協力するとかそういう何かしらの決まりごとといいますか、協定といいますか、そういったものも含めて、確実に市と締結をする事業者という趣旨でいいのではないかというふうに思っています。

(会長) この連携協定は元々私が事務局との打ち合わせの中で出されたときに、市の方は困らないような形で反社的なものを排除するために書いてあるということでご説明がありました。

私も委員の発言でなるほどと思いましたが、連携協定は例示で書いただけで、今の自然保護協定とかも含めて要するに市の方で問題ない事業者だということところが、反社的なものは排除できるという趣旨が発揮できればいいのかなということで事務局と相談して、こういう規定を元々提案したところでした。

そういう形で市が対象とし得るかを判断する、そして連携協定については委員からご発言ありましたので、委員の様な違う形の表現で書くのもあり得るとは思いますが、まず意見集約としては連携協定にこだわらず、委員のご提案のような形も含めて何らかの形で市の方が主体性を持っていけるところを原案的な形で協定の名称は別として残すべきか、あるいはそもそも外してしまうかというところで、まず意見集約してしまいたいと思いますが、その前に発言希望あれば。委員どうぞ。

(委員)           今の委員のお話を伺って、私が代替案で出した部分で「本市の貴重な自然環境と景観の重要性を理解し、その保全に協力し、住民の生活環境を損なわないよう最大限配慮し、且つ安定的かつ長期的な地域への貢献」というところがありますけれども、こういった内容も入れた協定というような2つを合わせるような形で、今の内容がある程度説明した折衷案にできないかと思うのですがどうでしょうか。

(会長)           折衷案的なところでご提案がありました。実は私も今回代替案CとかEとかを拝見する中で、元々会長案として考えていたのは2（1）イは原案ベースに新たにウという形で代替案Eのような趣旨を入れてもいいなと思っておりましたが、今、委員や委員のご発言を聞く中で、統合することもできるのかなというふうに思い始めました。

参考までに、これにしようというわけではないですが、一応元々代替案Eの趣旨を生かす形でウとして考えていたのが「北杜市景観条例及び北杜市まちづくり条例が定める基本理念の実現に向けて、将来にわたり事業者の責務を誠実に果たすことが期待できる事業者による事業であること。」というのも、実は連携協定のイに加えてウで追加するようなことを会長案としては考えています。

代替案Eのところは景観条例とかまちづくり条例の基本理念のところとか、事業者の責務で謳われたような責務のところに関わっているなということでもそういう案を考えていたのですが、場合によってはこうした「事業者の責務を果たし、基本理念の実現に向けて市と安定的かつ長期的な協力ができる」というような書き方もあるかなとは思っています。

その上で書きぶりはこの後の話なので、協定的なもの、どういう協定にするかはこの後皆さんにご意見いただきますが、何らかの形で市と締結するような形での縛りはあるべきだという意見が1つあって、なくてもいいという意見もあり得るので、この2つの選択肢で意見集約した上で次に進みたいのですがよろしいですか。委員、どうぞ。

(委員)           その2つだと手を挙げられないんですけれども。

(会長)           原案そのままのいくのではなくて、その後、連携協定に代わるものの書きぶりは。

(委員)           後で話せるんですか。

(会長)           はい。要するに、全く入れないというのも元々案にあったので、入れないという意見と、入れるという意見で決を採って、入れることになった場

合、代替案Eや委員の発言も含めて。

(委員) 議論できるということでしょうか。

(会長) はい。ですので、市が主体性を発揮できるようなところが残る形というのと、いらないというところで決めたいと思います。

では書きぶりはこの後検討しますが、代替案Eのような書き方も含めて、何らかの形で原案に通じるような規定は入れるべきだというご判断の委員は挙手をお願いします。

[挙手：全員]

(会長) これはもう多数ですので、それではその上で書きぶりを決めたいと思います。

今までのご発言であったのは、折衷案的な私の案を除けば、代替案Eと委員からは自然保護関係の協定とかでもいいのではないかというようなことでご発言ありましたが、委員の皆様から追加でご発言ございますか。委員、お願いします。

一旦、休憩を取りたいと思います。

[休憩]

(会長) では、委員が揃いましたので再開したいと思います。委員が挙手されていたので、委員からお願いします。

(委員) 表現の問題なのですが、これは基準ですから基準というのはわかりやすく、それなりのハードルがあればいいわけであって、何でもかんでも考えを全部盛り込んで、言葉だけ多くなって、そういう決め方というのは、私は賛成しません。

事細かに全てを決めるという意気込みでやっているわけではないですから、そこら辺のところはぜひお考えいただきたいと思います。文言だけいわずらに多くなって、中身は大して変わっていないみたいなことは適当ではないと思います。

(会長) そこは留意してまいります。連携協定についてはご発言があったので、そこに関しては保留する形ということですので、いわずらに増やすわけではないですが、合理的な範囲の縛りや必要な表現はやはり盛り込むべきだと思いますので、そこはご了承いただければと思います。

イについては先ほど決を採る際に委員が懸念を示されましたが、連携協定に最終的にいろいろ意見いただいて戻すという場合は、残しますかというところでもう一度決を採りますが、一応休憩前の流れとしては、連携協定ではなくて何らかの協定でいけるのではないかなという委員のご発言もあったので、一応そこを書き換える前提で残すということで決をとったように私自身は整理しておりますので、ご了承ください。

その上で何か上手い形で連携協定に代わる文言が入るといいのですが、委員をお願いします。

(委員) 「連携協定等」これでいいと思います。

(会長) 原案通りがいいということでありました。他の委員からいかがでしょうか。委員。

(委員) 細かいところは変えてもらっても構わないですけども「北杜市景観条例及び北杜市まちづくり条例が定める基本理念の実現に向けて、市の貴重な自然環境と景観の保全に協力する協定」というイとウをくっつけた形。

(会長) ウは私が元々会長私案でア、イを残す形とすると、こんな形ということでは先ほどご説明しました文言ですが、とりあえず今のところはウとイをくっつけて何か納得できるもので落としどころがとは思っています。  
委員からは実現に向けて、重要性を何とかの協定をというので後は続けていくような形ですね。

(委員) そうすると、今の何だかわからない連携協定にならなくて済むので、そこはどういう協定かというのをくっつけていったらいいのではないかと。くっつき具合が悪ければ多少は言葉が変わることは構わないですけども、あくまでも北杜市、ここはどちらかというとまちづくり条例というよりは景観条例の話なので「北杜市景観条例の定める基本理念の実現に向けて」として「本市の」というふうに繋げて「保全する協定」というふうにしたらどうかと思うんですけどもね。まちづくり条例が出てきてしまうと、景観形成基準の繋げとしては違うかなと思ったので。

(会長) 会長案としては、住環境とかいう話も出ていたので、生活環境だとまちづくり条例に規定されていたので一応入れました、今意見いただいたような形で「景観条例が定める基本理念の実現に向けて、本市の貴重な自然環境と景観の何とかの協定を」みたいな感じで繋がるわけですね。事務局で

綺麗にまとまりますか。

委員からのご提案は今までのところですが、関連して今のところ委員から連携協定のままでやっぱりいいということと、委員からこういう風な形でイの方で統合してというような形で、ご提案がありました。委員が初めての発言なので、委員を先に、次に委員でよろしいですか。

(委員)                   あまり書くというよりは、私も基本的にはこの「等」ってある中で、全て読めるのではないかなというふうに思っていますので、ここは特に私は直さなくても「等」の中で全て自然保護に関する協定だとか、いろんなものを含めるというふうに読めると思うので、私このままでいいとおっております。

(会長)                   委員、お待たせしました。

(委員)                   文言そのように付け加えたとしても実際には、これは一件審査になりますので、その段階で、これ基本的なことです。これは当然審査対象ですから、わざわざ基準を複雑にするような表現を入れたとしても何も変わりませんから、いらないと思います。

(会長)                   委員どうぞ。

(委員)                   先ほども言った通り、私は連携協定というものに非常に疑問を感じています。先ほど協定の中身は別ということで一応賛成したんですけれども、今の状態のようななんだか分からない連携協定が毎月のように乱発される状況で、そして連携協定を結んだからといって、もう事業者とべったりになっているような形で判断基準を適用するかといっても、この審議会の時にはもう既に話が出来上がっているような状態になることを懸念しています。もうそういった事例がいろいろ見られるので。

ですから、私は長い文章がアレであれば、あくまでも「北杜市景観条例が定める基本理念の実現に向けて、自然と環境を保護する協定等」でもいいですけれども、単なる連携協定というのには強く反対します。

もう何か既にもう事業者べったり出来上がったものをここで審査しても、今のように副市長が、何が何でもやらせるということでは牛耳るでしょうから公正な判断はとて望めないと思います。

ですから、少なくともそこをもっと短い文章にしても構わないんですけれども「北杜市景観条例に定める基本理念の実現に向けて自然と環境保全に関する協定等」と、そこは内容を何らかの形で具体的に示していただきたい。

それは過去の3年間の実績の結果です。それによって同じようなことを繰り返していただきたくない。それは残念ながら市外の方には理解できないでしょうけれども、それがはっきりさせないと、また同じように、もう既に市がお願いしますと言って企業誘致して、あらゆる優遇措置をします、だから来てください。で、その後に連携協定を結んでいます。もう逃れることができない状態になって、審議会に諮られてもどうしようもないということです。

(会長) 委員、どうぞ。

(委員) 今の委員のところで最終的に決まった云々という話ですけれども、基本的には代替案Cのところですが、審議会の方に諮るタイミングは後から出てくると思いますけれども、5ページになるんですが、景観形成基準、これ既に田園集落景観形成地域は13メートルを超えるものに対して事前協議制を取っています。

今回、13メートルを超えるものについても、山岳高原景観形成地域も事前協議の段階で出していただいたらどうだろうかということで5ページの方に書いてあります。

ですので、その段階で、もし出てくるのであれば、審議会の意見の中で、もっとこういうふうにしてくださいとか、もっとこうすべきだとか、そういう議論をまた市を通して事業者側に伝えてもらうということが可能になるのではないかなというふうには思っています。

(会長) 委員。

(委員) その部分は私が当然、実際に大規模開発事業の一つの流れを経験したこともありますので、どういう中身になるかというのわかっています。

それをもって私がその部分を削除すべきというご意見を出させていただいたんですけれども、市に対する見方の違いかなというところで委員は非常に多分、公正公平な透明性のある中で動いてこられたんだろうとは思いますが、残念ながらそういうのが実現できていないということで、どういう協定かということが、はっきりさせないということであれば、私は連携協定を締結するというのは悪でしかないので、やめた方がいいと思います。ここには入れるべきではない。

もう既にもう市が一体となって事業者とくっついてそこに建てさせるために動いた結果を持ってこられても、公正な判断はできないと思いますので、協定を入れるのであれば、どういった協定かというのは少なくともこれはあくまでも答申ですから、意見ですから。この通りになるわけじゃな

いんですよ。もうそんな段階で妥協してしまったら終わりですから。

少なくとも私達の意見としては、やはりその自然環境、景観を守ることに理解を示して、同意して、保全に協力してくれる企業ということを入れていただきたい。癒着している事業者を持ってくるということではなくて。そんなことはないとは思いますが。

(会長) 意見いろいろ出てくる中で、原案のような形の連結協定等でもいいというご意見と、あまりくどくなるのはということで不記載という意見が出ました。あるいは書きぶりによっては削除するというような代替案Eのような主張もあり得ると思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

聞いていく中で少し縛りを入れたらいいならば、例えば北杜市景観条例の定める基本理念の実現に向けてだけでも今のところに統合して、北杜市景観条例自身は基本理念で景観の良好な景観形成全面に当てはまりますので、多少の縛りにはなるかとは思いますが、その辺も含めて、委員の皆様からご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

(委員) 元々、景観形成基準というのは条例の基本理念の実現に向けた基準というふうに思っていますので、敢えて入れなくてもいいのかなとは思いますが。

(会長) 全体としては景観形成基準を守る中での特例ということなので、無くてもこれ自体は自明だということのご意見だと思います。私としては折衷案は念押しで入れても支障はないのではないかと、明確になっているところで提案しますが、当然入れないという選択肢も全体の作りの中で判断できるというご意見もあると思います。委員の皆様、他にいかがでしょうか。委員、お願いします。

(委員) ひとつ質問させていただいてよろしいですか。原文の方では、地域の発展に資することを目的とした連携協定等、今回の修正案ですと、その辺の目的がちょっと変わってしまうような形になりますけれども、事務局はその辺をどう考えているのか教えてください。

(会長) 事務局お願いします。

(事務局) 事務局としても確かにそこは気になるところでございました。なぜかという、元々の原案については、地域の発展に資することを目的としたということで、包括的に企業と市にとって、有益な協定というような意味合いだったと捉えることができます。



一方、新しく提案された方になると、どうしても自然と環境を守ることに限定してしまうということになってくるので非常に範囲が狭くなってくのではないかと思います。そういったことを鑑みれば、原案の方で行っていただきたいというのが、事務局からの思いです。

なお補足すると、連携協定「等」という文になっています。いろいろな約束行為については、協定もありますが、契約、覚書といった様々な種類というものが想定されます。それらも含めて連携協定等という言葉を用いておりますので、その認識の中で議論を進めていただきたいです。

(委員) 私も最初、そういう趣旨かなと思ったので聞いたのですが、ただ、委員がおっしゃるような、簡単に言うと自然保護といいますかね、そういう概念ももちろん盛り込むべきだと思います。

私は目的がひとつしかないというのが誤解を招くとか、連携という言葉でいろんな想定をしてしまうということを考えれば、文言は皆さんにお任せしますが、この2つの内容の趣旨を盛り込んだ協定等を作るといような言い方の方がいいのかなと思います。

(会長) 当初の趣旨に加え、委員の提案のような趣旨も読み取れるような形での書きぶりがいいのではないかというご意見です。事務局お願いします。

(事務局) 自然と景観といった理念というのは当然置き去りにはできません。それはなぜかという、この届出というのは、先ほど委員もおっしゃったように、景観条例に基づくものです。ということは、そこは土台として約束されていることなので、敢えてここで二重に出す必要があるかないかというところだと思います。おっしゃることもわかるんですけども、そこはもう含まれているというふうに整理されているものだと思いますので、よろしくお願いします。

(会長) 委員。

(委員) 今の事務局のお話は概念としてはわかりますが、特例を認めるわけですから本来の13メートル以下でやっていただく場合には当然そんなものは要らないわけです。それを敢えて特例を認めて20メートルまでの物を建てさせるということですから、それであれば協定という形で残せるような、そういう約束事ができる企業というのは必要ではないかと思います。

そして先ほどの発展という言葉は非常に大きいです。発展であれば何でもいいのか、逆に言えば景観法、景観条例というのがなぜ出てきたかというと、経済活動発展だけを追い求めて、自然環境をこれだけ壊してきたと

いう反省から出てきているものだと思います。

そういうことから考えれば、発展という言葉であらゆる経済活動が許されてきた。そこに景観条例というものを作って、特に北杜市であれば工業地帯ではないわけですから、そういった別荘、観光といったものが大きな産業の柱であるわけです。

そういう中で敢えて、景観条例で届出を出すのはみんなそれをやっていると言っても、実際できた建物これまで建築されたものを見ていけば、それはあくまでもそれぞれの事業者の良心に任された結果、このようになっているという部分もありますので、特に13メートル以上を認めるという前提ですから、そこは改めて自然環境の保護、保全に協力するということを私は入れていただきたいと思います。

ですから、今正面に出ている①の案で私はいいと思いますし、その中で北杜市景観条例が定める基本理念の実現に向けてということが重なっているのであれば、そこは除いてもいいのかなとは思いますが、そこに書かれている、そういった協定であるということは改めて20メートルを認めるという前提ですから、そこには入れていただきたい。その協定であることが重要だと思います。

(会長) 委員どうぞ。

(委員) そもそもとしては景観の歯止めをかけることと、一方で、それを緩和するためにまちづくりというような観点、経済性の観点に入っていくためにどちら向きの話をするのかというところで、全体として難しいところが出てきている。ここでいうと発展というような言葉が前面に出てきているのが、その点かなというふうに思いました。

ことさらに詳しく書く必要は私もないと思うんですけども、連携協定の趣旨に景観保全の観点を入れておくことは意味があることだなというふうに思います。それで①ではなくて原案の方にをベースにした、イの「地域の発展に資する」のところに「地域の発展と景観の保全に資することを目的とする連携協定等」というぐらいのシンプルな書き方で一応趣旨を盛り込むというようなことでどうかなというふうに思います。

(会長) 委員の皆様、いろいろと出てきていますが、いかがでしょうか。

いずれかを選ぶしかない形ですかね。いずれの案も、盛り込まれない場合はどれにも賛成できないという形になるとは思いますが、案としては原案があって、委員からご提案のあった景観の保全のような要望を付加する最小限の追加ということで、趣旨を明確にするもの。

それと①の形については、場合によっては波線の箇所は多分被ると思う

ので、削除はできると思います。比較の上で取って、波線部分はなしでこういう形ですね。「連携協定等」だから①とかイの趣旨も入るという解釈で、イでいいとするのか。ある程度そこを明確にすべきだということでイ、あるいは地域の発展のところではなくて、むしろイで言えば景観の保全に関するところを詳しく具体的に書いて協定に特化する形で3案出ておりますが、いかがでしょうか。

あと一点、代替案Cにある、意見集約をこの後を踏まえて行いますが、先に決めといた方が早いと思いますので、代替案Cで将来的に可能というよりははっきりと締結すればいいのではないかということで、私も会長私案を作ったときにその通りだなと思いました。これを例えば単純に、「市と締結し」くらいにしてもその趣旨は出るでしょうか。

どの案であっても「連携協定を市と締結することが可能で、」になっていますが「締結し、」でも、どの案も安定的に繋がりますかね。

委員、どうぞ。「可能で、」の方がよければそれで構いませんが。

(委員) 最初に言った話ですけれども「可能で、」がいいと思います。連携協定必須ということではないです。

(会長) 「締結し、」にしてしまうか「可能で、」という形で締結しない保証もあり得るのが「可能で、」というところで、委員のご発言でした。細かなところですがどちらかで選びようがあるので、単純に「締結し、」か、原案通り「可能で、」のままか、ここだけ決めてその上で3案を比較できればと思います。

委員、ご発言どうぞ。

(委員) 原案については、原案の方がおっしゃっているので「可能で、」で、私が言ったイは「可能で、」ではなく「市と締結し、」。

(会長) ①の方は「締結し、」ということですね。こちらは締結が義務ということですね。

(委員) はい。そちらは、締結は義務としていただいて、私はイも「締結し、」で良いのかなというふうには思います。これは提案者がどう思うかですけれども。

(会長) これは委員の案がベースですので、いかがいたしましょうか。「締結することが可能で、」の原案ベースか「締結し、」の①と同じ形か。

(委員) どちらかといえば「締結し、」の代替案Cのご意見に賛同する方向で考

えております。

(会長)           では、これは提案者がそのように考えているので「締結し、」ということ  
とで。

代替案Cの方では「締結し、」ではなく「締結する事業者とし、」という  
ことでご提案いただいておりますが、これも「締結する」なので「締結  
し、」的なニュアンスで締結が前提のもの。原案は「可能で、」なので前提  
にはなっていないような形です。

(委員)           □イの「地域の発展と景観の保全に」。これはこれで私はいいと思いま  
す。そうやって例文を出していくとすれば、もう一つ「可能で」というの  
が入ると思います。「締結し、」か「可能で、」というのは。

(会長)           「市と締結し、または、提携することは可能で、」という形で両方書く  
ということでしょうか。

(委員)           そうです。「締結し、」と「可能で、」というのは違います。そのとこ  
ろはやはり「締結し、」と限定することはおかしい、というのが私の考え  
方です。□イでいいですけども、もう一つ案を出すとすれば「可能で、」  
と。

(会長)           おそらく委員の中でどういう縛りかで締結する、しないは、しない場合  
もあり得るとというのが、元々の原案の意図だというのが委員のご発言から  
読み取れますので「可能で、」とすれば締結しないこともあることをと  
するという判断です。一方で「締結し、」だと基本的に締結が前提という  
理解でよろしいですか。

(委員)           というの、最終的には何らかの協定をやったりなんだりしますけれど  
も、最初の段階でどういう提携をするのかということは決まらないので、  
そこを敢えて「締結し、」と入れる必要はない。「可能で、」でいい。こう  
いう考え方です。

(会長)           委員。

(委員)           私はあまり「可能で、」というところにこだわる気持ちはそれほどない  
んですけども「締結し、」のほうがシンプルだなということと「連携協  
定等」とありますので、何らかの約束事を当然するのだろうなというイメ

一で可能と書かずに「締結し、」でも実質上変わらないかなというふうに思いました。

(会長) 「締結し、」としても事前協議の段階で締結しているかどうかを明確にではなく、最終的に締結し、と読み取れませんかね。「可能で、」の場合でも委員の今のご発言ですと最終的には何らかの形で締結するのだからということであれば、もし「締結し、」が申請段階で締結済みになっているのではなくて最終的に締結するところも含むなら「締結し、」でもいいような気がします、この辺りどうなんでしょうか。委員、委員あたりは詳しいので、振ってしまってすみません。

(委員) 締結が可能でというよりは最初から計画の段階、市の方に進出してくる段階で、市と何らかの協定を結びますよという、中身はともかくとして、そういうことをしっかりと約束を決めますという意味表示をする事業者さんと、企業誘致の話を進めていった方がいいんじゃないかなというところがあります。

なので「可能で、」というよりは、しっかりとそういうことを前提として話を進めていくという方がいいのではないかなというふうに思いますので、C案にある通り「締結し、」という方がいいというふうに思います。ここでいうとイの「市と締結し」という形の方がいいと思います。

(会長) 代替案Cの「締結する事業者と市」と「市と締結し、」は同じような解釈で合っていますか。

(委員) 同じです。

(会長) 私まとめているときに事業者が2回出てきますのでまとめてしまえばいいなと思ったのでこういう形ですが「締結し、」の方がいいのではないかなというご意見です。

これ細かくわかりすぎるとできないので「締結し、」と「締結することが可能」については、④については特にこだわるということなので「締結し、」1本で案として確定したと思いますが、イとイについてどちらかに絞った上で決めたいと思いますが「締結し、」と「締結することが可能で、」とどちらがいいかということを決めてもよろしいでしょうか。

原案通りでいくなれば「可能で、」にこだわるという形ですね。この3案で絞った上で、代替案Cの中から「将来にわたり」というのが入っているのですが、これは私が読んだときに安定的かつ長期的なで一応入るのかなということなので省いたのですが、問題ないでしょうか。

そこはもうご提案の趣旨は入っているということで、一応この3案が出ていますが、この3案で意見集約してよろしいですか。追加でご発言希望ございましたら。はい、委員。

(委員)            の「地域の発展と景観の保全」と、①の「本市の貴重な自然環境と景観の重要性を理解し、その保全に関する」が一つの比較になると思うんですね。それともう一つの比較が「可能性」と「締結」この比較だと思います。

(会長)            今ご提案いただいたので、前半部分と後半部分ということで書きぶりはある程度共通しているところもありますので、前半の論点で3案があるという形でまずは原案どおり「地域の発展に資することを目的とした連携協定等」と、「地域の発展と景観の保全に資することを目的とした連携協定等」と、①「本市の貴重な自然環境と景観の重要性を理解し、その保全に関する連携協定等」。

この3案でまず決を採りたいと思います。まず原案の前半部分が良いという方は挙手を願います。

[挙手：0名]

(会長)            ではの前半部分です。地域の発展と景観の保全というのが良いと思う方。

[挙手：全員]

(会長)            これは多数ですね。  
この前半部分についてはの形。後半部分、委員に整理いただきましたが「市と締結することが可能で」または「市と締結し」のどちらかということですが、これも決を採りたいと思います。

まず原案の表現で「市と締結することは可能で」が良いと思う方。

[挙手：2名]

(会長)            次に「市と締結し」が良いと思う方。

[挙手：8名]

(会長)            では、の形で、このイについては集約してよろしいでしょうか。あり

がありがとうございました。そして時間が来たのですが。委員。

(委員)

時間になって切れ目だと思うので、ちょっと違う話をさせていただくとか、全体的なことでは先ほどご意見のところにもあったんですけども、先ほど委員もおっしゃいましたし、その前にも何回もあったと思うんですけども、この小淵沢の地域のビジョンがはっきりしていないということが、やはりこういったことを決めていく中でも全て根底にあると思います。

そして北杜市の景観計画、まちづくり計画を全体で考えるかどうかというところなんですけれども、山梨県が今、小淵沢エリアの振興を考える委員会というのをやってらっしゃいますよね。その件に関して調べてみました。ホームページ上では全然出ていません。議事録も公開されていませんし、いつ開催されたとかいうことも全く出ていないので、それを県の方にお伺いしました。

実際は、2月以降、4月、7月に9月の先週ということで3回行われていて、内容等もお伺いしました。白州町の産業振興地域を別に考えれば、この小淵沢町という全く同じエリアの話をしています。

先ほども言ったように小淵沢町のこのエリアで、ホテルなのか工場なのかわかりませんが、5階建ての大規模な施設を本当に作れる場所があるのかということを探して歩いたときに、せめてスパティオとアウトレットとか馬術競技場、あの辺りの幹線道路沿いぐらいしかないのかなと思ったときに、このエリアと全く同じなのです。

ですから、それを県は県で話をしていて、こっちはこっちで話をしていて、その中でこちらだけ5階建てというのは、県とはどういった意向の調整というのがあるのかなと思って聞いたところ、県としては別に自然環境、森林が大事だということは、全くもう疑問の余地がないと。それをどうやって生かして振興していくかということを考えていると。5階建てを推進しているのですかということをお話ししましたけれども、そういったこと全く考えていないと。それよりも、自然環境をどうやってアピールしていくか、ソフト面ですね、どういったことをやっていくかということを考えていますとおっしゃいました。私、議事録も公開されていないので、委員の方にも実際にお会いして話を聞いてきました。その中で全く同じこととおっしゃっていて、特に傾斜地で非常に土砂災害の危険も多い中で、そういうところに大規模な開発をするということは全く考えていませんということもおっしゃいました。

すみませんけれど、資料を配布させていただいてもいいでしょうか。これは公開されているものなので、別に全然問題ないと思うんですけども。

(会長) 委員提出資料ということですね。時間の関係もありますので手短にまとめていただいて。

(委員) それを見ていただくと、前回8月に小淵沢エリア振興委員会の方で、ずっと最初から問題になっていたビジョンがないという話ですけれども、確かに北杜市の景観計画にもビジョンはありますが、スローガンだけになってしまって、実際それが政策に落とし込まれて土地利用の区分だとかそういったものが何もないという状態です。

ビジョンがないというのも小淵沢エリア振興委員会でも問題になっていて、今度そのビジョンを策定しましょうという動きになりました。

この仕様書というのはだいぶ前に出たのですが、仕様書に合わせて入札が行われて、8月26日にビジョンを策定する委託先が日本交通公社に決まりました。そしてこれから来年3月21日までの期間中にビジョンの策定が行われます。

そしてその中においては市民ワークショップといったものも入れて、担当課に確認しましたが、市民の意向を無視してやるということは全く考えていません。市民の声を聞いた中でどういったことができるかということを考えています、ということをおっしゃいました。

そうすると今やっている私達の審議会は、市民の声を聞くということをもう多くの委員がずっと言っていますけれども、実際、私達住民が自ら出した署名3,273筆。それだけで市として、事務局として積極的に市民の声を聞くということはやらない、あくまでもパブリックコメントです。

一方で、県の方では市民ワークショップで市民の声を吸い上げてビジョンを作ると言っているわけです。ですから私、全く同じエリアのことをそれぞれにやっているのであれば、ビジョンが曖昧だとかそういう話がずっと出てきている中で、片やそれを県がやってくれるわけで、もう9月19日からそういった動きが始まっている。これから市民ワークショップはメンバーの選定とか色々やるらしいですけど。

こういう状況ですから、逆に今こういう一つ一つの話はされているところなんですけれども、この県が動くビジョンを見て、同じエリアで全く同じことをやるわけですよ。高付加価値化ということを考えてビジョンを作るわけですから、そのビジョンを一度ここで立ち止まって見て、そのビジョンと全く違うことをこっちがやってもしょうがないわけです。それもちやんと市民の声を聞きながらやってくれるわけですから、一度ここで立ち止まってそれを見て、別にそれもそんなに遠い話じゃなくて来年の3月21日までで出来上がるわけですから、それを見てやってはどうかというの



が私の1つの提案です。ぜひここは考えていただきたい。

これだけいろいろ細かい文言の中をやっているところでなんですけれども、私これは全部やり終わったら言おうかと思っていたのですが、もう時間が過ぎてしまいましたので。

次にまた継続になるのであれば、この話をもう一度皆さんで注視していただいて、このエリアは本当にどういうふうにするのかということの方向を見てから、本当に5階建ての建物がいいのかどうか、ここに工場を誘致することがその方向性に合っているのかどうか。そういったことを考えていただいた方が合理的じゃないかと思しますので、ご検討いただきたいと思えます。

(会長) 委員から情報提供という形でご紹介がありました。細かい書きぶり、おそらく継続せざるを得ないですが、内容とは離れる形で、最終的な可否判断一応今まで時点決定で必要性を認めて書きぶりとしてはこれで、そして本日中身に入っているわけですが、おそらく最終的な決定のあり方等でご参考いただきたいという趣旨でしょうか。進め方も含めて受け止めてほしいという形でしょうか。

では委員手短にお願いいたします。その後委員後初お願いいたします。

(委員) 今日でもう全部終わるかなと思ったので最後に言おうと思ったのですが、途中でなくなってしまいました。このままただ続けていくのであれば、私はこういうことがあるということを先に皆さんにお伝えして、ビジョンがない中で今進んでいるわけです。

であれば、そのビジョンを見て、それで次に進むのかどうするのかということを考えないと、同じエリアの話と全く違うところで別のやり方をしているわけです。特に高付加価値化というこの最初のところにもありますが、前、その中で県の話としては小淵沢活性化委員会が出した市の活性化構想というのがありますよね。

前に私ご紹介したかと思うんですけども、県の方が言われるには、活性化構想に基づいて同じことをやってもしょうがないので、都市のヤングファミリー向けのアウトドアの聖地のことで市には動いていただきたい。

そして自分たち県としては高付加価値化ということで観光振興等をするという事をおっしゃっていました。これは委託の仕様書が出た後に業者からも質問が出ています。そのQ&Aに書いてあります。

その中で県がそのように答えていて、市との整合性はどうかというので、市とは活性化構想の要するにアウトドアスポーツの聖地、そういうことでやっていくと、市とはある程度すみ分けた形で高付加価値化というのは県の方でやるというような話をされています。

私3回ぐらいお話伺っていますので、皆さん違ふと思えば、県の方も県土整備部の方がメンバーに入ってもらっていますのでその辺お聞きいただければよろしいかと思ひます。

(会長) 委員、ご発言どうぞ。

(委員) 委員のおっしゃられたことは、このビジョンが来年度の3月までにできるので、それを待ってから、まちづくり審議会の審議をした方が良く、そういうことをおっしゃっているわけですね。それは、私は全く反対です。それは何の関係もありませんから。

今回は高さ制限にただし書きを付けるかどうかの諮問を審議会としては受けているわけですから、これは早急にその結論を出す。そもそもの目的が全く違っています。ビジョンがなければ判断できないという問題ではないと思ひます。

(会長) 今回、もう時間もないので情報提供ということで委員それぞれ受け止めていただければいいですが、委員と同様に何かご発言ございますか。この件に関しましては、よろしいでしょうか。

12時も回って、10分過ぎていますので、ここで議事は2. 判断基準の内容(1)まで終わりましたので、次回継続審議ということで今日は締めたいと思ひますが、よろしいでしょうか。それでは議事について、その他ですが委員の皆様から何かございますか。

それでは全体の総括を含めて事務局に進行をお戻しします。よろしくお願ひします。

(事務局) 長時間に渡り、審議ありがとうございました。次回の日程でありますけれども、材料は皆さんご存知の通り揃っているということで1回あたりの時間がなかなか無いという中で、延長戦という形も考えまして、ご提案ですけれども、来週10月3日木曜日のご予定はいかがでしょうか。

(委員) 私、先ほど申し上げたのは、1つはここで皆さんよく考えていただいて、ビジョンがない中でこのまま続けるのかということで皆さんお考えはないですか。とにかく何でもいいからこの文言に続けてやろうという話ですか。

県がそういうことをやっているということを私が皆さんに情報提供した中で、本当にこのままただ続けていいと思ひていらっしゃるのですか。私は、そこは考えてほしいと思ひて言いました。それから10月3日という話ですけれども、選挙があります。当然皆さんご存知だと思ひます。市長

の諮問ですから。

市長の選挙があります。そういった大きな変化がある中で、せめて市長選というのは私、市民の声を聞かないという形で皆さん来ているのですけれども、この問題というのは小淵沢町の人々の生活環境、自然環境をもしかしたら根底から変えるかもしれない、そういうものですから、1つ、市民の信を問う良い機会だと思います。それに関係無く、とにかく進めたいという事務局の思いだということは、10月3日という話ですけれども、何をそんなに急がなくてはいけないのか。全くわからない。もう一度皆さん逆に言えば時間を無駄にするんです。

これだけ長い時間やっていって、その後に来年度、全く別のビジョンが出てきたとして、今までの話から言えば、環境の高付加価値化ということで、もっと自然環境を生かして、もっと保全した中で、良い観光を振興させようとか、もっと別荘、移住定住に資するような形でもっと暮らしやすいようにするにはどうしたらいいか、そういった話の中で、いや5階建て先に決めちゃいましたからできました、そんな整合性もとれないことはどうなのかということは強く思います。

その中で、ずっと急いでこられた。最後の最後まで急いでいる。それに本当に乗っていいのかということ、皆さんが一度冷静に考えていただきたい。本当に皆さんお忙しい中、これだけたくさんの方が集まっていたいて、本当にこれは何の目的なのか。本当に北杜市の将来にメリットがあるのか、よく考えていただきたいと思います。

(委員) 今の委員、またその前の委員の意見を踏まえて、今回私どもに課せられた責務、特例規定を設けるか設けないか。

これについて委員の方から小淵沢町についてそんなに何を必要があるかと、こういうふうに関心も検討されているのだからどうだというような話がありましたけれど、我々が今審議しているものが、小淵沢町だけではなくてこの対象地域が白州町にもあるという中であれば、小淵沢町の事だけに限って意見を集約するというのはいかがかだと思います。

やはりこの対象となるエリアに対してどういうふうに対応していくかということについて、我々は審議し、市に回答していく必要があるのではないかと思います。ビジョンが出たときに、我々の出したこの成果と齟齬が生じているのであれば、市の方が変更を求めるとのしるべきかを踏めばいいのかなど。当然、そういう必要性が生じてくると思います。だから、やはり今我々に求められたものが、それなりにちゃんと結論的にも出していくべきだと私は思います。

(委員) 確かにビジョンの方は、小淵沢です。白州町の産業振興区域、そこにど

れだけ今後工場が誘致できると思いますか。サントリーとシャトレゼの場所だけです。そのエリアのことを対象とした諮問です。

私は同じところをまた無駄にこういった時間をかけてやっているよりも、ビジョンを見てからやらないと、この議論自体が活かないのではないのでしょうか。プラス、市長自体が変わるかも知れない。変わらないかもしれませんが、諮問した人間が変わるかも知れないのがあと2ヶ月です。

(委員)                   そんなことは関係ないと思います。

(委員)                   関係なくありません。

(委員)                   選挙の話をしてどうなるんですか。

(委員)                   だって市長の諮問じゃないですか。

(事務局)                会議の日程の話なんです。我々としては先ほど言った通り、答申に向けて昨年度から継続して審議を重ねている中で今日も、具体的に決めるべきことは決めていただいたということで延長の意味も含めて、来週に設定させていただきたいというお話をさせていただいたところでございます。

(委員)                   今の件に関して、来週は欠席です。できません。不可能です。

(事務局)                皆さん、今わからないのであれば、後ほど再度お聞きをするような形をとらせていただきたいと思います。今、10月3日に決定したわけではございません。

20分程過ぎてしまいました。会議録につきましては、事務局で調製させていただきます。追加でお知らせがあります。

(事務局)                先ほど10月3日という日にちを提案させていただきました。私達は本日、決定事項まで行ってほしいという思いでございましたけれども次回、例えば相当期間空けたとしても、もう既に委員さんにお示しする資料が出ておりますし、委員さんから意見もいただいております。できるならば速やかにやりたいというのが事務局の思いです。その思いを汲んでいただきたいという部分と、先ほどの委員の発言を否定するわけではありませんが、もう一度立ち止まってという発言もございました。私の方からもう一度、皆さんに確認していただきたいのは、前回、前々回と諮問に対して適とす

るという判断をいただきました。

それを固めるための審議を今、行っておりますので、その部分で立ち止まるのか、それとも歩を進めるのかという部分だと思います。ぜひとも歩を進めていただいて結論を出していただきたいと思っております。その認識は各委員さん、どちらをお持ちかというところを改めて意思確認はいたしません、そういった形で審議を進めるようお願いいたします。

(委員) 今、事務局が言ったことについて委員全員に聞いた方がいいと思いません。

(事務局) 私どもが提案した日程につきまして、また期間を空けるのかどうかという話も出ましたので、私どもが提案する来週の日程等、今こちらで各委員さんにお聞きしたいと思います。委員さんからよろしくをお願いします。

(委員) 3日、別に私の方は構いません。

(委員) 3日ですと、午前中は既に用務が入っていますので午後でしたら対応可能です。

(委員) 戻って見ないとわからないので保留ということで。

(委員) 空けようと思えば当然空けられますが、ただ自分の仕事ができないというだけなので、これが何回も続くというか、毎週のような感じだと厳しいという状態です。

(委員) 3日、午前中でしたら大丈夫ですが、午後は違う予定が入っております。

(委員) 私は3日で大丈夫です。

(委員) 3日は、今のところは大丈夫です。

(委員) 午前中は大丈夫ですが、午後は用事があります。

(委員) 調整可能な日です。

(委員) 3日はダメです。私は10月の連休前までは無理です。

(事務局) 状況を教えていただきまして、どうもありがとうございました。また今回の議事録につきましては、内容のご確認をお願いします。署名につきましては、箕浦委員、中山委員にはお手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。閉会の言葉を小宮山副会長、よろしくお願いいたします。

(小宮山副会長より閉会の言葉)

(事務局) 最後に挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。相互に礼。ありがとうございました。

会議終了 午後0時26分